

第47回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和7年3月5日

○太田議長 ただ今から第47回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日の議題及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）議事次第を御覧ください。本日の議題は、「第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点について」、「論点についての検討」の2点になります。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。資料1は、前回の会議の御議論を踏まえて修正いたしました第4次基本計画の見直しにおける論点案でございます。

資料2は、本日御議論いただく論点について、これまでにいただいた御意見や関連する要望などをまとめた資料でございます。

資料3は、3-1から3-3まででございます。これにつきましては、論点についての関係省庁や事務局からの説明資料でございます。

資料4は、本日の会議で議論いただく論点に関しまして、事前に有識者構成員の皆様からいただきました御質問や御意見をまとめた資料でございます。

続けて、参考資料について御説明いたします。参考資料1は、有識者構成員の皆様からいただいた御意見を整理した資料、参考資料2は、国民からの要望・意見を整理した資料でございます。いずれも、前回の会議でいただいた御意見を踏まえまして、論点に関連する御意見・御要望、すなわち論点欄の「◎」の付し方を修正させていただいております。

参考資料3は、今後のスケジュールで、前回の会議と同様でございます。参考資料4は、次回会議以降に御議論いただく論点について、資料2と同じ形でこれまでの御議論や関連する要望などをまとめさせていただいたものでございます。

○太田議長 ありがとうございます。それでは、早速議題1の基本計画の見直しにおける論点に入りたいと思います。前回の議論を踏まえまして、事務局のほうで論点の修正案を作成していただきましたので、説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 前回の会議で、第5次基本計画の見直しに向けて各有識者構成員の皆様から重点を置くべき事柄などについて御意見を伺いました。事務局といたしましては、前回の会議でいただいた御意見・御関心については、基本計画策定の一連のプロセスの中のいずれかのタイミングで御議論いただくよう、工夫させていただきたいと考えております。

議論のタイミングといたしましては、当面3回程度の会議開催を予定しております論点としてフラットに御議論いただく場合と、計画案文の形にしてからもうこういうことをできないのかという形で御議論いただく場合があるかと思っております。効果的かつ効率的な御議論をいただけるよう、整理して進めていきたいと考えております。

論点につきましては、議長からも御案内いただきましたように、前回の会議の議論を踏まえまして何点か修正をさせていただいております。

資料1を御覧ください。1ページの一番下の行につきましては、犯給金の支給に伴って国が取得する損害賠償請求権に関して、「求償権」と表現してよいのか議論があり得るところでしたので、「債権管理」という形に表現を改めさせていただいた形式的な修正でございます。

2ページに移りまして、上から8行目の民間団体の支援の部分につきましては、表現上の修正でございまして「評価」を追記した形となっております。

中ほど、大きく書き換えておりますのは、内容自体は同様ですが、書き方が抽象的でしたので、問題意識をより特定した形となるように「被害時期に応じた適切な支援の提供」した上で、括弧書きの中に「特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応」と記載する形に修正させていただいております。

更にその下、研修の部分でございますが、対象者につきまして、「支援に携わる者」としておりましたのを「被害者に接する者」と表現を改めております。支援者だけではなく、捜査関係者、あるいは報道関係者、場合によっては友人関係といったものもあるかもしれません。広く被害者に接する方にどういうことを知っておいてもらわないといけないか、その上で、個別の職種ごとに更に専門的にどのような理解が必要か、こうしたことを御議論していただくことが必要ではないかということで、このような書きぶりに修正させていただいております。

その下、「インターネット上の誹謗中傷」の関係につきましては、複数の有識者構成員から御意見をいただいたところでございます。現在も、総務省をはじめ関係省庁で取組を進め、法改正なども行われており、日進月歩の部分でございます。最新の取組を関係省庁から説明いただきたいと思いますと思っており、被害者や支援者への周知など、犯罪被害者等施策の観点から御議論いただければと思っております。

既存の論点に含まれるような御意見については、論点の文言としての修正は行っておりませんが、該当する箇所ですっかりと御議論をいただきたいと考えているところでございます。

やや分かりにくいところを具体的に申し上げますと、正木構成員から御意見をいただきました司令塔機能の強化につきましては、論点3の1つ目の丸の「国の役割」の箇所御意見をいただければと思っております。

また、給付制度や補償制度の関係につきましては、同じく論点3の2つ目の丸の2つ目のポツ、「特化した支援制度・サービスの充実」の箇所御意見をいただければと思っております。

伊藤構成員、野坂構成員から御意見をいただきました、こどもに関する支援につきましては、同じく論点3の2つ目の丸の4つ目のポツ、「関係機関との連携体制」の中で御議論

をいただきたいと考えております。関係府省庁から子どもや性暴力・性犯罪被害者を支える体制について説明をいただいた上で、関係機関間の連携体制の在り方や現場の課題などについて御意見をいただければと考えております。

假谷構成員から、給付制度の関係や、医療観察制度の関係では、要望を広く受け止めて検討してほしい旨の御意見をいただいております。その点は受け止めさせていただきまして、関係省庁の説明資料の作成や御議論は広く要望事項を踏まえた形で進めていきたいと考えているところでございます。

今御説明させていただいた点につきましては、参考資料１、２、４にも反映させていただいているところでございます。

以上が、前回の会議の御議論を踏まえた論点案の修正についての説明になります。

基本計画の見直しのタイミングというのは、一度様々な観点から議論をし、また、各種課題や要望にスポットライトを当てる機会ではないかと思っております。前回の会議で議長がおっしゃったように、時間の限りはありますし、実現へのハードルの大小や数は様々ですが、可能な限り御議論いただく機会を確保し、課題の所在を明らかにできるように、関係府省庁とも連携して会議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

論点案の修正についての説明は以上となります。

○太田議長　ありがとうございました。

それでは、この修正案に対しまして、更に修正すべきだという意見が何かございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。

国民からの意見や要望、構成員からの御指摘等を踏まえて修正していただいております、具体的な内容については各論点の中で議論していきたいと思いますが、一応、論点の大枠としてはこれでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今後、この論点案に沿って議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、次の議題２の論点についての検討に移りたいと思います。本日は、議事次第の２にございますように、「基本計画の構成及び検証・評価の方法」と「加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減」、この２点について議論をしたいと思っております。

それでは、論点の１点目である基本計画の構成及び検証・評価の方法について、討議に先立ちまして、これまでの議論や関連する要望について振り返りたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）　資料２の１ページを御覧ください。本日御議論いただきますのは、論点の中で色をつけさせていただいております論点１と論点２の部分になります。

２ページを御覧ください。論点１は、基本計画の構成及び検証・評価の方法についてでございます、この資料を使いまして、これまでの議論や関連する要望などを振り返らせ

ていただきたいと思います。

中段に黄色の箇所がございますが、ここに前回までの会議で有識者構成員の皆様からいただいた本論点に関する主な御意見をまとめさせていただいているところです。前回の会議で第4次基本計画の評価案を御議論いただいた際、定量的な評価に努めるべきということや、目標値の設定などに関して御意見を賜ったところでございます。

下段の表を御覧いただきますと、本論点に関しまして、国民の皆様からの要望・意見として、例えば、施策の再掲が多く、読みにくく、計画期間中の検証・評価を難しくしている、あるいは、毎年度実施状況の検証・評価を行うべきなどの御要望をいただいているところでございます。

これらを踏まえまして、上段、青色の箇所になりますが、「議論の観点」を記載させていただいております。これはもちろん御議論に制約を設けるものではございませんが、円滑な議論のため、記載させていただいているものとなります。

本論点につきましては、1つ目の丸にあるとおり、施策の位置づけや進捗管理を分かりやすく見える化する方法、あるいは、2つ目の丸にあるとおり、指標の設定の仕方や留意点などについて御議論をいただくのがよいかと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○太田議長 それでは、本日最初の論点であります基本計画の構成及び検証・評価の方法について、事務局から説明をお願いいたします。事前に構成員からいただいている質問・意見については、説明の最後にまとめて回答するなどしていただければと思います。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料3-1を御覧ください。3-1につきましては、基本計画の構成及び検証・評価の方法についての資料となっております。

犯罪被害者等施策のより一層の推進を図るためには、施策の全体像や目指すべき方向性を見えやすくするとともに、把握すべき指標をあらかじめ設定することが重要であると考えているところでございます。

もとより、次期計画における施策の中身はこれからの論点に関する検討や案文の見直しの作業で議論していくこととなりますので、それに伴い、細かな部分などは変化し得るところもあるかとは思われます。具体的には基本計画の案を案文の形で御提示する段階で全体の構成についても確認していただくものとなりますが、現時点での大まかなイメージを共有させていただき、あらかじめ御意見をいただければと考えているところでございます。

資料3-1の構成でございますが、1ページから2ページが、本論点の2つの項目、「基本計画の構成の見直し・施策の整理」と「取組状況を把握するための指標の設定」について、それぞれ、考え方の事務局案をまとめたものです。続きまして、3ページから5ページが、その考え方を踏まえた次期計画全体の構成イメージとなっております。そして、最後6ページが、次期計画の具体的施策の分類案について現行計画のものと対比した表となっております。

では、1ページの「全体の構成」を御覧ください。まず、基本計画の構成の見直しから

御説明をさせていただきます。

基本計画の全体の構成を見渡しますと、左側にありますように、現行の第4次基本計画では、大きくⅠからⅤに分かれています。合計279の各施策につきましては、Ⅴの「重点課題に係る具体的施策」に列挙している形となっております。

現行計画では、Ⅲの「重点課題」で5つの重点課題を定めた上で、Ⅳの「推進体制」を挟んで、Ⅴで各重点課題の施策を整理している形となっております。Ⅴの部分では、特に前置きもなく施策が羅列されている形となっているため、次期計画では、現行計画のⅢに記載しております重点課題とした問題意識や施策の必要性和、それに対応する施策がつながりを持って閲覧できる形としたほうが望ましいと考えております。そこで、右側の案のとおり、現行計画のⅢとⅤを統合した構成とすることを考えているところでございます。

3ページを御覧ください。こちらが次期計画全体の構成イメージとなります。

まず、最初、構成の柱としては特出ししておりませんが、従来、基本計画の冒頭には「はじめに」という部分がございますが、ここには、基本法や基本計画などに基づく犯罪被害者等施策の進展の経緯、犯罪被害者の方々が置かれている状況、支援等の重要性などについて記載しているところです。次期計画におきましても、基本計画の導入部分として適切なものとなるよう記載を考えてまいりたいと思っています。

続きまして、Ⅰの「策定方針及び計画期間」でございしますが、この部分は、現状、基本計画をどのようにして策定したのかという方針について記載する場となっております。つまり、基本計画の見直しに際しては、意見・要望を募集・聴取し、これらを踏まえた論点整理と議論を行ったなどといった、犯罪被害者や支援者の方々からの意見を施策に反映するという策定方針を記載しているところでございます。

具体的な議論はこれからとなりますが、次期計画におきましても、この策定方針自体に大きな変更はないと考えておりますので、この部分については現行計画を参考としながら記載してまいりたいと考えております。

また、計画期間につきましては、これまでどおり5か年計画とすることがよろしいかと考えているところでございます。

続きまして、Ⅱの「基本方針」の部分でございします。この部分では、個々の施策の策定・実施に関して勘案すべき4つの基本方針について定めています。現行計画の基本方針は記載のとおりで、上の3つは基本法第3条の基本理念、4つ目は第6条の国民の責務にのっとり定められているところでございます。

この基本方針は当初計画から変更されておりますませんが、基本法に基づいた考え方を基本計画の策定の際にもきちんと反映するものとして、次期計画においても維持することとしたいと考えているところでございます。

なお、記載に当たりましては、各次の基本計画において、当時の課題を踏まえて具体的な内容を変えて記載しておりますので、次期計画におきましても、各条文の趣旨を踏まえつつ、現下の課題をしっかりと捉え、記載を考えてまいりたいと思っております。

4 ページを御覧ください。Ⅲの「重点課題及び関係する具体的施策」の部分でございます。この部分では、先ほど申し上げましたとおり、5つの重点課題と関係する具体的施策を一連で閲覧できる形とし、重点課題ごとに、1で各重点課題の趣旨や施策の必要性などの総論を記載し、2で具体的施策を並べていくという構成を考えているところでございます。

次期計画において、そもそも5つの重点課題という枠組みを維持するかという議論もあるかとは思いますが、これは維持していく形でいかにかと考えておりまして、各重点課題にぶら下がる2の(1)以降の分類項目につきましては、後ほど詳しく御説明させていただきたくて、変更案を考えているところでございます。

続けて、5ページを御覧ください。最後にⅣでは、「推進体制」として(1)から(8)まで掲げております。こちらは従来から継続の項目でございますが、国と各機関・団体間の連携、施策の策定過程における意見の適切な反映や透明性の確保、施策の実施状況の検証・評価、年次報告等によるフォローアップなど、いずれも、基本法に基づき、国レベルで行うこととしている事項を整理しているものとなっております。

こちらの項目につきましても、国における司令塔機能の強化などの新たな取組を踏まえまして、内容において更新を行ってまいりたいと考えております。

また、2つ目の論点項目として後ほど詳しく御説明させていただきますが、(6)や(7)に関連いたしまして、新たに参考指標を定める案を考えているところでございます。

全体の構成についての説明は以上でございまして、続きまして、施策の整理に関しまして、変更案を御説明させていただきたいと思っております。

6 ページを御覧いただければと思います。具体的施策については、従来、5つの重点課題を大項目とし、更にこれを基本法第11条から第22条の条文の見出しで分類してございまして、それが左側の現行の表となっております。このような分類項目で現行計画まで施策を整理してまいりました。

他方、個々の施策を見ていきますと、例えば、第4「支援等のための体制整備への取組」の1「相談及び情報の提供等」につきましては、かなり幅広い施策が入り得る項目でございまして、現状でも62もの施策が集中している状況になっております。そのほかにも、4次にわたる基本計画の策定で施策が増え、また、内容が修正されてきていることもございまして、分類項目と施策内容をより整合させて整理すべきではないかと考えられるところです。

このような観点から、具体的施策の分類の変更案を考えているところでございまして、1ページの下の部分に「具体的施策の分類」として変更案の考え方を示させていただいております。

変更案といたしましては、分類項目と施策の内容をより整合させるため、分類項目名を条文の見出しの引用ではなく、施策の内容に応じたものに変更し、その上で、施策と条文との関係を明らかにするため、条文は重点課題別に関連する条文を記載する形とし、この

新たな分類項目に合わせて施策を再配置するという形を考えております。

具体的なところといたしましては、先ほどの6ページを御覧いただければと思います。ここでは時間の関係もございますので、個別の施策の分類の説明は割愛させていただきますが、右側の変更案のとおり、分類項目の見直しを考えているところでございます。

更に施策の分類整理に関しまして、2ページの「具体的施策の配置」を御覧ください。今御説明させていただいたような分類項目とさせていただいた上で、各分類項目内の施策の配置につきましては、原則として時系列順、または、犯罪被害者等に対する一般的な施策から個別的な施策の順に掲載する、同じ趣旨の施策が複数ある場合などには、必要に応じ、更に小項目を設定する、次期計画で新規に登録する施策などについては適切な配置に留意する、こういったことにより、読み手により分かりやすく施策を示せるような配置に努めたいと考えております。

また、「具体的施策の整理」といたしまして、現状、第4次基本計画までに施策が計279に及んでおりますので、重複する内容の施策は合理的な形で統合などを行う、現在、再掲の施策が26ございますので、可能な限り再掲を減らす、こういったことにより、今ある施策を整理したいと考えております。

加えて、特定の犯罪類型や課題につきまして、個別に政府決定や計画などがあり、それらに犯罪被害者等支援に関連する施策が含まれている場合は、関連する施策を一覧性をもって確認できるよう、次期計画内で適切に引用するなど、包括的に施策を盛り込めるようにしたいと考えているところでございます。

以上が、基本計画の構成の見直し・施策の整理についての御説明になります。

続きまして、本論点の項目の2つ目、取組状況を把握するための指標の設定について御説明をさせていただきます。2ページの下部分を御覧ください。

先ほども申し上げましたように、前回の会議で第4次基本計画の評価案について御議論いただいた際、有識者構成員の先生方から指標や目標の設定について様々御意見をいただいたところでございます。

現行計画では、計画策定後に具体的施策の進捗状況の把握方法を別途定めていたところでもございました。他方で、基本計画自体には、施策の進捗を検証・評価するための指標等は示されていない状況でもございました。そこで、次期計画では、施策の動向を把握するための参考指標を基本計画自体にあらかじめ設定することとしたいと考えているところでございます。

他方、現行の279の施策でも内容がそれぞれで、前回の会議で有識者構成員の先生方からも御指摘がございましたように、そもそも実績として数値を出すことが馴染むものとそうでないもの、また、実績となる数値に加え、分母となる数値がなければ評価ができないものもあろうかと思えます。

そこで、定量的な評価に馴染む施策については、進捗が見える化するため、各府省庁において、可能な限りアウトプットまたはアウトカムの指標を検討いただき、現状の数値で

ある基準値と合わせて設定する形を考えているところでございます。

指標の設定の方法といたしましては、その数値が複数施策にまたがるものも多いことなどから、5つの重点課題ごとに重要と考えられるものを複数設定することを考えております。

また、指標については、実数だけではなく、割合や伸び率など、可能な限り評価に馴染む形でお示しできるように努めたいと思っておりますし、更に達成すべき目標値を設定することが適切なものにつきましては、併せて達成目標も記載するようにしたいと考えております。

具体的な記載の仕方といたしましては、5ページを御覧ください。参考指標につきましては、まず、Ⅳの「推進体制」の中に指標を設定する旨を記載した上で、下のほうに記載させていただいておりますように、末尾に記載例のような形に整理していくことを考えているところでございます。

資料3-1の当方からの説明は以上となります。

続きまして、有識者構成員の皆様から本論点に関していただいている御質問、御意見に対して回答させていただきたいと思っております。

資料4の1ページが本論点に関しての御質問、御意見になっております。

まず、1番、2番といたしまして、本日の論点のうち定量的評価に馴染む施策についてという御質問と、目標の設定は真に意味をなすものになるようにすることが大切との御意見を正木構成員からいただいているところです。

第4次基本計画の評価案についての御議論の中でも、数字の評価の仕方から様々な御意見をいただいたところです。論点に掲げた項目はいずれも重要でございますので、できる限り定量的評価ができないか考えてまいりたいと思っておりますが、その在り方につきましては、各論点についての御議論を踏まえつつ、関係府省庁とよく検討してまいりたいと思っております。また、目標に関しては、御意見のとおり、意味があるものとなるよう、施策の性質を踏まえて適切と思われるものについて、更に御意見もいただきながら設定してまいりたいと考えているところでございます。

また、3番といたしまして、犯罪被害者等支援全体に安全・安心の施策が入っていないのではないかと御意見を和氣構成員からいただいております。犯罪被害者等支援におきまして、被害者の方が安全・安心を感じられるよう支援を提供するというのは非常に重要なことだと思っております。具体的施策といたしましても、例えば次期計画案でいいますと、重点課題の第2で「精神的被害の防止」や「再被害の防止等の安全の確保」と柱立てさせていただいておりますとおり、引き続き、被害者の方の被害後の身体の安全や心の安心のための施策も含むこととしていただいております。今後の案文検討を通じまして、これらの施策の充実についても検討してまいりたいと考えております。

最後、4番となります。川崎構成員からの御質問につきましては、次の論点になります作業報奨金の内容にも関わるものかと思っておりますので、法務省から後ほど御説明の中で御回

答をお願いできればと思っております。

本論点に関しましては以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。それでは、今の説明を踏まえまして、第5次基本計画の構成、内容の整理、指標、評価の方法という論点があるわけですが、これについて皆様から御意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。では、伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 御説明ありがとうございます。基本計画の構成について、私も第4次基本計画に関しては、改めて見てみると、やはり少し読みづらい、重複しているところが多いように感じていましたので、今回、このような形で整理していただいたのはとてもよいことだと思いました。特に、Ⅲ「重点課題」とⅤ「具体的施策」を一緒にすれば確かに分かりやすくなると思っております。

大枠としてはよいものになるという印象を受けましたが、細かいことを質問させていただきたいと思います。2ページのところで、具体的施策の配置とあって、読み手に分かりやすくということですが、時系列順というのがよく分からなかったもので、施策が決まってきた時系列という意味なのか、ここを御説明いただきたいと思いました。

それともう1点は、2ページの最後の参考指標について、この入れ方なのですが、参考指標を設定して、第5次基本計画の案文の中に重点課題別に入れ込んでいくと、そういうような理解でよろしいでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 御質問1点目の時系列順というところでございます。イメージとして分かりやすいところでお話しさせていただきますと、刑事手続への関与拡充への取組という重点課題がございます。ここであれば、例えば、捜査、公判、処遇というような形、被害者の方がたどるであろう時間軸に沿って施策を並べていくという趣旨で、時系列と記載させていただいたところです。施策ができた時系列順ではなく、被害者の方にとって支援を受ける時系列というようなイメージで現状考えているところでございます。

また、御質問2点目の参考指標につきましては、資料3-1の5ページに書かせていただいているように、基本計画の最後に、Ⅳ「推進体制」という部分を設定しまして、その最後に参考指標という形で具体的なものを入れ込むという案で考えさせていただいているところでございます。

○伊藤構成員 そうすると、案文の中に入れるのではなくて、まとめて最後に、こういうふうに評価をしますよという意味の参考指標を重点課題別にまとめて入れるという感じでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 御議論いただければと思っておりますが、事務局の案といたしましては、最後にまとめて記載するという形ではいかがかと考えているところでございます。

○伊藤構成員 ありがとうございます。あと、先ほどの最初の質問の時系列順というのは、

時系列がなじまない施策もありますよね。刑事手続だったら分かりますけれども、そうではない場合は当てはまらないという感じですか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）　そうですね。時系列順で並び切らないものもあるとは思っておりますので、それについては、実際の施策が固まった段階で検討させていただいて、案文の形でお示しするときに並べ方も御提示させていただきたいとは思っております。

○伊藤構成員　ありがとうございます。

○太田議長　ほかにございますでしょうか。島村構成員、お願いいたします。

○島村構成員　今、伊藤先生がおっしゃっていた参考指標をどこに置くかという問題ですが、私も拝見していて、第1から第5までの施策と関連するので、もしかしたらⅢの「重点課題」に關係する具体的施策と関連させて置いたほうが分かりやすいのかなと思いました。

○太田議長　参考指標の位置づけといいますか、計画の中での書き方の問題だと思いますが、事務局としては、まとめて推進体制の後に記載するというところでございますが、これに関して更に御意見ございますでしょうか。

私からよろしいでしょうか。今回の第4次基本計画の評価案もそうですが、様々な数値があると思いますので、かなりのことを書かなければいけなくなってくるとすると、白書みたいなことになってしまうような気がしますので、どこまで書くのかという具体的なイメージを持って検討しないといけなかなという気がしております。

犯罪被害者白書にあるような、いろいろな数字がございますよね。あれを書いていたら多分何十ページもかかるかもしれないので、これを果たして計画に入れるのが妥当なのかどうかということは御検討いただきたいと思います。

それから、達成目標もここに書くということですが、ここに数値だけ書くと数値が独り歩きする危険性があるのではないかなと思います。例えば、条例の割合であつたら分かりやすいですが、ほかのものは被害者の数によっても変わってきますし、件数が少ないほうが被害者のニーズが低いということもあつたり、実際に被害者がいなかったりすることもあるので、単に数字だけを書くと、かえってその数字に対する評価がしにくいという気がします。達成目標は、一体、何項目設定できるのかも分かりませんが、ただ統計が並んでいる中で、少し達成目標が記載されているだけでは、かえって分かりにくくなるのかなという気がします。具体的な参考指標の中身が分かってから、扱いを決めなければ少し分かりにくい面もあるかなと思います。

今、島村構成員がおっしゃられたように、統計をずらずら案文の中に入れるわけにはいかないと思いますが、かといってここだけ白書みたいな形で数字がずらっと並んでいてもいけませんし、まあ達成目標を設定されても分かりにくく、また、その数値だけが独り歩きして評価されても困るかなという気がしていますので、この扱いについてはいかがでしょうか。

事務局として、第1関係、第2関係というように、全部の項目にわたり、かなりの内容があると思うのですが、いかがでございましょうか。現在のところの感触で結構ですが、お聞かせいただけますでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 今後の御議論によると思いますが、基本計画に入れ込む場合については、一定程度重要なものになるかと考えていたところでございます。

ただ、本日、あるいは今後の御意見を踏まえながら考えさせていただきたいとは思っております。ですので、もしこの点に関しまして御意見ございましたらいただければ幸いです。

○太田議長 いかがでしょうか。この点に関してでも結構ですし、それ以外のこともあればそれでも結構でございますが、何かほかに御意見、もしくは御質問等ございますでしょうか。

達成目標については、どういう想定をしたらいいかという今後の議論の中で、どれくらい出てくるかということにも関係してくるかと思しますので、今の両構成員の問題意識を踏まえながら、案文の中で検討するというのも1つの方法かとは思いますが。

次期基本計画から重点課題とそれに関連した施策を組み合わせで説明していくということで、非常に分かりやすくなるかと思えます。この点について特に御議論がないようですので、事務局の方針で行くことになるだろうと思いますが、私が話を伺っていて少し思ったことは、この総論のところでかなり具体的な内容を書くことにしたので、施策との連動性を意識した総論の文章にして、総論の中でも、第4次基本計画でこういう反省点とか、こういう課題が挙げられたということを踏まえて書けば十分だとは思いますが、わざわざ項目を分けて第4次基本計画の評価のようなものを書かなくてもいいと思いますが、単に第5次基本計画における施策を記載するだけではなく、第4次基本計画の反省を踏まえた形にしたほうが分かりやすいかなと思っております。これは案文の内容にもよろうかと思えます。

では、今出ました議論を踏まえまして、事務局のほうで、関係府省庁も連携していただいて、計画案文を作成していただきたいと思います。

それでは、論点の2つ目、「加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減」に関する議論に移りたいと思います。

この論点につきましては、更に3つに分かれておりますので、まずは「加害者からの損害賠償の履行促進」のテーマから進めていきたいと思えます。

これについても、まずは事務局からこれまでの議論の経緯について御説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料2の3ページを御覧ください。ここから議論させていただくのは、論点2のうち、加害者からの損害賠償の履行促進についてでございます。資料2のつくり方につきましては、先ほど論点1で御説明したのと同

様となっております。

本論点は内容が多岐にわたりますので、これまでの御意見、御要望を踏まえまして、青色の部分で「議論の観点」として5つの議論の切り口をお示しさせていただいているところでございます。

1つ目ですが、まずは矯正施設収容中の加害者に対してどのようなアプローチができるのかという切り口での議論があり得るところでございます。

続きまして、2つ目、損害賠償とは直接関係がないかもしれませんが、皆様から御意見の多かった心情等聴取・伝達制度の運用状況や課題をどのように考えるかという切り口もあるところでございます。

3つ目ですが、保護観察中の加害者に対してこの段階で何ができるのかという切り口での議論があり得るところでございます。

4つ目ですが、矯正施設収容中や保護観察中の加害者に対して賠償や謝罪といった具体的行動に向けた指導をしていく中で、これら指導を担当していただきます矯正施設の職員や保護司への研修、あるいは意識改革といったものをどう考えるかという観点もあり、このような切り口での議論もあり得るところでございます。この点に関しては前回の会議でも有識者構成員の皆様から御意見をいただいたところかと思います。

最後、5つ目ですが、例えば、加害者側が被害者側の連絡先が分からずに賠償ができないなど、運用上の困難を指摘する要望もございました。制度や仕組みを準備しても機能しないということではいけませんので、目の前にある解消すべき運用上の課題はないかという観点での御議論や、これまでに皆様の見聞きした経験の共有というのも重要ではないかと思っていますところでございます。

本論点に関しましても、多くの御意見、御要望をいただいているところでございます。この後、法務省から御説明をさせていただきますが、御意見、御要望の中で示された視点やアイデアなどを踏まえつつ御議論いただければと考えているところでございます。

○太田議長 それでは、この点については、法務省から説明をお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省からは資料3-2に基づきまして、加害者からの損害賠償の履行促進及び損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減につきまして、それぞれ資料に基づきまして、制度の概要でありますとか、今後の取組、検討方針等について御説明させていただければと思っております。

それでは、1ページ目を御覧ください。まず、「作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進」について、制度の概要を御説明いたします。

作業報奨金は、出所後の生活資金の扶助として、刑務作業を実施した受刑者等に支給されるものでございまして、原則として釈放時に支給されます。

作業報奨金の金額は、生活扶助の基準額等を参考にしており、令和6年度における受刑者1人当たりの予算上の釈放時平均支給額は8万1,218円となっております。なお、この金額は受刑者の平均在所期間である27か月を基に算出しているところでございます。

受刑者が釈放前に作業報償金の支給を受けたい旨の申出をした場合におきまして、使用目的が被害者に対する損害賠償への充当など相当なものであると認めるときは、釈放前であっても例外的に支給が認められます。

ここ3年ほどの被害者送金の現状として件数などをまとめております。(3)となりますので、併せて御参照いただければと思います。

また、自己契約作業でございますが、被収容者が余暇時間帯等に刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作などの作業でございますが、被収容者が希望する場合に、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を考慮して、刑事施設の長が許すものでございます。

自己契約作業につきましても、各年度、3月の実績として、直近3年ごとの実績をまとめております。こちらを御参照いただければと思います。

2ページ目でございますが、今後の取組等について御説明をいたします。まず、作業報償金は、釈放後の当座の生活資金を確保し、所持金がないために再犯に及ぶという事態を防止する意味合いもございますが、釈放時に一定の金額を確保する観点から、釈放前の利用を含めた作業報奨金の活用促進に慎重な検討も必要であろうと考えております。

また、自己契約作業でございますが、被収容者が任意で実施するものであることから、その拡充が直ちに被害弁済につながるかどうかということは必ずしもつながらない可能性もあり得るというところだと思っております。もちろん加害者による被害弁済を促進する上では、加害者に対して被害者の心情や置かれた状況等を理解させるための指導を実施するといった働きかけをしていくことが重要であると考えておまして、今後もこれらの指導等の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧いただければと思います。まず、「矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導」の項目のうち、被害者の視点を取り入れた教育の効果検証について制度の概要を御説明いたします。

御承知のとおり、矯正施設におきましては、収容している加害者のうち、被害者の命を奪った者などの必要な者に対して、被害者の視点を取り入れた教育の受講を義務付けています。この教育は、被収容者に対し、自ら犯した罪と向き合い、その大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること等を目標として行っているものでございまして、刑事施設職員による指導のほか、犯罪被害者等の方々をゲストスピーカーとしてお招きして直接講話をしていただくなど、犯罪被害者等の心情等の理解を含め、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促す指導を実施しております。

この取組につきましては、令和5年度から2か年計画で効果検証に用いる測定ツールなど効果検証の方法を検討しているところでございます。

今後の取組等として、この効果検証の方法に関する検討結果に基づき、来年度からは効果検証のためのデータ収集を行っていく予定でございまして、これらの結果を踏まえ、被

被害者の視点を取り入れた教育を更に充実させていくことを考えているところでございます。

続きまして、4ページ目にお移りいただければと思います。矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況について、制度の概要をまず御説明申し上げます。

御承知のとおり、令和5年12月1日から矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度が開始されました。この制度は、刑事施設や少年院において、申出のあった被害者等からその心情等をお伺いし、それを受刑者や在院者に伝達するとともに、矯正処遇等に生かしていくものでございます。

運用開始から1年が経過しましたので、その運用状況を当省のホームページにて公表しておりますが、この1年での本制度の利用件数は、受理が136件、聴取が122件、伝達が113件となっております。

この制度の適切な運用に当たっては、個々の事例において、被害者の方の御意向を正確に受け止めることが重要であると考えておりますが、矯正職員にとっても初めての取組であること、また、運用開始後まだ日が浅く、事例蓄積も十分でないことなどから、まずは、より実践的な職員研修の実施を検討するなどして、適切な人材育成に努めることが必要であると考えています。

あわせて、この制度を拡充していく上では、まずは被害者の方々にこの制度を知っていただき、利用いただくことが大切であると考えております。運用開始当初から専用ホームページの設置やポスターの配布などの取組を進めてきており、昨年11月からは被害者団体等の方々からの御要望も踏まえまして、被害者等通知制度による通知の際に、この制度のチラシを同封する取組を開始したところでございます。

今後も、この制度を知らなかったために利用できなかったという事態が生じないように、制度の広報の拡充も検討してまいりたいと考えております。

次の項目に移らせていただきます。5ページ目を御覧ください。「保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導」について、制度の概要を御説明いたします。

令和5年12月に改正更生保護法が施行されまして、保護観察対象者が遵守すべき事項として、保護観察官または保護司からの求めに応じて、被害者等の被害を回復し、または軽減するために取った行動の状況を申告し、またはこれに関する資料を提示することが追加されました。

こうした規定に基づきまして、保護観察所では、例えば保護観察対象者に対し、弁償金の振込状況が記録された通帳の提示を求めるなどの必要な実態把握を行いながら、具体的なしよく罪計画の策定に向けたしよく罪指導プログラムを実施するなどして、保護観察官と保護司が協働して被害の回復または軽減に向けた指導を適切に実施しております。

こちらについても法施行後まだ日が浅いことから、まずは施行状況の適切な把握に努めるとともに、保護観察中の加害者が自ら損害賠償を履行するに当たって、実際上の課題となっているものを適切に把握するなどの取組を進めていきたいと考えているところでございます。

6 ページ目を御覧いただければと思います。「加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応」について現状を御説明いたします。

先ほども御説明させていただきましたとおり、矯正施設においては、特別改善指導である被害者の視点を取り入れた教育等を通じて、被害者等の心情等を認識させ、再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な方法等についても考えさせるように指導を行っています。

また、例えば加害者が損害賠償の支払い意思を持っているものの、被害者の連絡先、支払い等の情報を把握しておらず、実際の支払いに結びついてないといった場合については、これらの支払い先に関する情報を把握するための方法、例えば弁護士や親族等に面会や手紙で尋ねてみるように促すといったことなどを助言するなどして加害者に考えさせるようにもしているところでございます。

また、保護観察中の対象者に対しましても、改正更生保護法に基づく指導を行う中で、例えば被害者等の連絡先等が分からないので、損害の賠償をすることができない旨を述べるなどの事例が報告されており、その場合には、保護観察所において同様の指導をしているところでございます。

矯正施設収容中の加害者や保護観察中の対象者に対し、引き続き自発的に被害者等の被害の回復又は軽減に努めるように教育的働きかけや指導を続けていきたいと考えております。

加害者からの損害賠償の履行促進につきまして、法務省からの説明は以上でございます。

続いて、事前に御質問いただいた点につきましての回答につきましても申し述べさせていただきます。

資料4の2 ページ目を御覧ください。太田先生から2 点御質問をいただいているところでございます。1 番の御質問でございまして、刑事施設における提供作業に係る単価についてでございますが、提供作業に係る単価は、刑事施設の長たる契約担当官と企業との契約に基づき決定しているものでございまして、個別には把握はしておりません。その上で、訓令におきまして、契約賃金は、その地域における同一職種の賃金を基準として、受刑者の就業時間及び技能の程度、刑事施設の作業の設備の状況、その他の刑事施設における作業の特殊な要件を考慮して算定することと規定しているところでございまして、これに基づいているというところでございます。

また、2 番の御質問でございまして、自己契約作業につきましては、被収容者の就業人員で統計しており、受刑者数は別に把握していないところでございます。その上で、直近で申し上げますと、令和5 年度におきましては、自己契約作業の実績があるのは4 施設でございまして、そのうち刑務所が1 庁、拘置所が3 庁となっております。なお、先ほど申し上げました刑務所1 庁というのは、先生から御指摘いただいている松山刑務所でございます。

次に、5 ページ目を御覧いただきまして、16 番としていただいております、矯正施設収

容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導につきまして、御質問を正木先生からいただいているところでございます。

この効果検証の方法については、現在検討中であるということを御理解いただければと思います。また、これ自体が効果検証の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、どこまでこれをオープンにできるかということについてもなかなか難しいところがあることは御理解いただければと思いますが、効果検証に当たっては、受刑者の心情面での変化に加え、行動面の変化についても測定対象とすることを検討しているところでございます。

続きまして、6ページ目に移りまして、こちら也正木先生から23番としていただいているところでございますが、加害者から自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題についてでございますが、被害者の視点を取り入れた教育につきましては、在所期間を通じて継続的に指導を行っているところでございます。具体的には、まず、刑執行開始後、早期に導入プログラムを実施し、その後、準備プログラムを経て、本科プログラムを受講し、本科プログラム終了後から出所までの間、定期的に継続プログラムを実施しているところでございます。

このように在所期間中、切れ目なく受刑者に指導を行い、受刑者に対し、自己の問題及び自らの犯罪に向き合わせ、被害者等の心情や置かれた状況について具体的に理解させ、被害者等に誠意を持って対応し、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すことにより、受刑者が自身の責任を自覚し、被害者に対する慰謝の念を深めるように働きかけているところでございます。

先ほども申し上げたところでございますが、また、受刑者が被害者の連絡先、支払い先等の状況を把握してない場合の助言・指導の内容としては、法律家である篤志面接委員に相談することや、弁護士や親族等に面会や手紙で連絡先、支払い先等の把握方法について尋ねてみるよう促すこと等が考えられます。

法務省からの回答は以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。15番の川崎構成員の意見・コメントの中にも質問的なことが入っていますが、これについては、以前から私もお願いしている件になります。が、何か今、手元にある情報はございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 こちらは先ほど申し上げたことの繰り返しになるところでございますが、御指摘の作業報奨金の釈放時平均支給額は、受刑者平均在所期間の27か月を基に算出したものでございまして、個々の収容者に対し実際に支給された金額ではございません。

また、被害者送金につきましても、全国の刑事施設における延べ件数及びその総額を計上していることであることを踏まえると、これらの数値を比較することによって被害弁済の現状の分析を行うことは困難だというのは、先生御指摘のとおりであろうかと認識しているところでございます。

その上で、御指摘の作業報奨金による被害弁償の実態につきましては、今後被害者等の

心情等を踏まえた指導等を充実させていく上で把握する必要があることは認識しているところでございます。今後、必要な調査を行うことを検討しているところでございますが、この点につきましては、決定次第、また御説明差し上げたいと思います。

○太田議長 ありがとうございます。構成員の皆様からいただきました質問、御意見等への回答も含めまして御説明をいただきました。

今の点、川崎構成員、よろしいでしょうか。

○川崎構成員 私の理解が間違っていなければ、これから拘禁刑になって、しかも法制度の中で被害者の心情に寄り添った形での尊重した形での処遇というものを個別に行っていくということが重要になってくるわけですから、これまで以上に処遇前調査の段階で、被害者がいるか、その被害者に対して損害賠償の責任があるか、それを払う意思があるのかというようなことは必ず把握することになるのだと理解しています。もしそうだとすると、それを統計的にまとめれば、かなり正確なものが出てくるのかなと思います。あるいは、その処遇が刑務所の中でうまく進んでいっているかというのを把握するためにも、処遇前調査の段階で、その必要性が認められた受刑者に対して、賠償が少しでも進んでいるのかといったことも刑務所は処遇の中で把握していかれることになるのではないのか、あるいはそうされたほうがいいのではないかと思います。

法制度の立て付けとの関係でいえば、もしされないということになると、やはり少し問題かなと思いますので、ここで出されているのはどちらかというと総和の状況であり、片方では満額の人が出て、片方ではゼロの人が出てというときに、平均して半分しているというような説明では実態をつかめませんので、どれだけの人が、どのぐらいの金額、何%ぐらいまでは賠償しており、多くの人は賠償できていないとかいうようなことを正確にできるだけ実態を把握することが、次の議論につながると思います。なかなか難しいところがあるとは理解しておりますが、その一方で、法制度の流れからいっても、そうしたものはやっていただくということは十分あり得るのではないかなと思っております。

○太田議長 御意見ということで、今後、法務省で御検討いただければと思います。

和氣構成員、お願いします。

○和氣構成員 私も矯正教育に携わっておりまして、被害者の視点を取り入れた教育に関して、栃木県内の刑務所全部に回らせていただいているところですが、やはりその立場からしますと、どのような効果があるのかが分からないと、被害者の方々も本当に苦勞して矯正教育に携わっておりますので、その辺の数字ですとか、そういう結果的なものを知りたいというのが被害者の立場からお願いしたいことであります。

また、被害者の視点を取り入れた教育で、受刑者たちに、十数名選んで、車座になって意見交換とかさせていただいているのですが、その時間は1時間から1時間半なんですね。被害者の置かれている状況を説明して、ある程度お話しするのですが、完全に分かってはいただけないのではないか。更に、被害者は限られた時間で話をしているだけですから、矯正教育に関わっている方に対する被害者支援の教育は今後にも必要になるかと思いま

す。そこを十分にお願ひしたいと思います。

○太田議長 御意見かと思いますが、何か法務省からございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 貴重な御意見ありがとうございます。また、いろいろ御尽力いただいていることも本当にありがとうございます。まだまだ至らないところあるかと思いますが、少しずつ改善してまいりたいと思っております。

○太田議長 正木構成員、お願ひいたします。

○正木構成員 ただいま私の質問に御回答いただいた件に関連してですが、損害賠償に向けての教育の中で、被害者情報を把握するための方法ということで、御回答の中には、弁護士や親族、篤志面接委員に相談するというような例を挙げていただいたのですが、保護観察の場合、裁判のときに被害者のほうが損害賠償は受けたくない、加害者と接触したくないという方も多いかと思うんですね。そういう方に対して、やはり接触があるというのは、被害者にとって非常に苦痛になり、二次被害にもなると思うんですね。特に親族のもとに突然問合せが来るなんていうことになると、やはり二次被害の可能性も高いので、被害者情報の助言の仕方について、被害者の置かれている状況や心情を把握した指導をしていただかないと二次被害につながってしまうので、意見としてはそういう指導をしていただきたいということで申し上げたいと思います。

○太田議長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。当然のことですが、被害者の中には、連絡先を知られたくない、あるいは本当に氏名秘匿の事件等もございますので、連絡先を知られたくないという方に関しては、当然そこをお守りする前提で、どうやって探すかという御説明をさせていただいたところでございます。

我々としても、被害者の方の御意向というのを当然の前提とすべきことは理解しているところでございまして、それを踏まえた上で助言・指導しているというところでございました。

ただ、当然、貴重な御指摘でございますので、その点は我々もこの先も気をつけてまいりたいと思っております。

○太田議長 よろしいですか。

○正木構成員 もちろん秘匿の情報については、それは開示してはいけないわけですが、秘匿まではいってなくても、やっぱり心情として、加害者から連絡を受けたくないというような方もいらっしゃると思いますので、その辺り、慎重に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○太田議長 假谷構成員、お願ひいたします。

○假谷構成員 今の正木先生の御指摘も踏まえて、被害者の立場でいきますと、やはりどうしても加害者との接点を持ちたくないということで、例えば、振込の口座を教えたくない、当然住所も教えたくない。当然それって、本人だけではなく、御家族とか親族にそこに聞けというのも、現実的にはなかなか難しい問題かなと思っているんです。そうすると、

では検察庁に聞くのか、弁護士を頼むのか。弁護士を頼むとまたそれなりに費用がかかるし、ある程度時系列的に弁護士を頼んでいる時間はいいのですが、被害者側はもう弁護士とは契約してないという話になると、では加害者側が払いたいんだけどどうしたらいいのかとか、そういったところで、私が聞いている、知っている範囲では、法テラスにもなかなか受皿的なお仕事がないとかということも聞くので、やはり誰かが、またはどこかの組織が間に入ってもらってというようなことを今後検討していただく必要があるのかなと思っています。

一言で言うと、なかなか今お話しした助言・指導では現実的な問題は解決できないのかなと思いますので、今後の御検討をお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 貴重な御意見ありがとうございます。本当に難しいところでもあろうかと思いますが、慎重な対応が必要でもあろうと思いますし、いろいろな御知見いただきながら、よりよい運用をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○太田議長 ほかにいかがでしょうか。

○假谷構成員 今の流れの中でいくと、矯正施設の中での指導があって、保護観察中の指導があってということで、一つには、受刑者だったり出所者の生活というのにも考えていかなきゃならないと。私も身近なところでそういうのがあって、出所後の彼らの就職先のあっせんというか、その辺、いろいろ組織が立ち上がったりしているんですけど、今の現状や取組をお聞かせいただければと思います。

○太田議長 法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ここにつきましては、再犯防止の取組ということになりまして、こちらは法務省としては広くやっているところでございます。この場でどのレベルまでお話しするかということはあるかと思うのですが、現時点でも新たな刑法犯検挙者の違反検挙者の半数近くが再犯者という実情がございますので、新たな被害者を生まないというためにも再犯防止の取組が必要であるということで、矯正保護を持っている、検察も持っている我々としては、再犯防止の取組をやっているわけでございます。そういった中でやはり重要なこととしては、再び犯罪に走らないようにするためには、今御指摘があるように、職が安定していること、あるいは住むところがあるところ、そういったことについては非常に重要と考えておりまして、そこにつきましては様々な場面においてかなり幅広くメニューとしては持っているところでございます。

その上で、基本的には刑務作業を刑務所の中ではするわけでございますが、この段階において、例えばですが、職業訓練のようなことをさせていただいたり、その上で今度就職する段階、出る段階においては、例えば協力雇用主さんとか、そういったことも含めて、出た後に、ちゃんと職業のあっせんみたいなことをできるだけやった上で、出た後に無職にならないように働き先を探すということもすると、そういったことをいろいろやる中で、できるだけ安定的な職に就いてもらおうと。そのことによって、本人が立ち直り、

そしてまた先ほどから話に出ています被害の弁償等もできるようにするということが我々の仕事だと思ってやっているところでございます。

かなり幅広いメニューになりますので、また別途お時間いただいて説明させていければと思いますが、概略そういったことになるところでございます。

○太田議長 私から1点よろしいでしょうか。私が答える必要はないのですが、作業報奨金の収容中の支給については、被害者や自分の家族などにも送金できるのですが、更生資金がなくなってしまうてはいけないので、2分の1までとかといった、そういう制限がかかっています。特別な理由がある場合にはそれを超えていいということになってはいますが、全部使ってしまうまいという制限は一応かかっているということと、私は、作業報奨金について、支給されたものを全部残すのが更生に役立つとは思っておりません。今お話しいただいたように、更生緊急保護や保護観察における応急の救護など、様々な支援があり、至れり尽くせりの支援が今回の新法の中には置かれていますので、作業報奨金も一切手をつけちゃいかんという発想には全くくみすることはできないとは考えておりますが、一応セーフティーはかかっているということではあります。

その上で、私から、少しミスリーディングな数字があると思ったので、指摘しておきたいと思います。今、8万円という額の説明が法務省からありましたが、これは、釈放時に残っている作業報奨金の額が平均8万円ということでありますので、支給されている額はもっとたくさんになっているということと、それから受刑者の平均刑期は2年強ですので、この短い2年強の人たちの数字が圧倒的に全体の平均に影響を与えており、殺人や、傷害致死等の懲役10年、15年、20年、無期懲役という人たちは50万円、100万円とかという、非常に、高額ではないですけども、一定の額にはなっていて、8万円という数字が何か平均みたいなことに捉えられてしまうと、それは少し違うと思います。

27か月という数字がありましたけど、ほとんど2年ぐらいで出てしまうという受刑者たちが圧倒的多数なものですから、そういう人たちも含めた額がこの額だということと、それから、作業報奨金を受刑中に使用することができて、今、刑事収容施設でお菓子は買えるわ、ジュースは買えるわ、スリッパは買えるし、CDも買えるというようなことになっているので、これについては法制審議会のときに資料を出していただいたのですが、受刑者は施設収容中に様々なものに使っています。

被害者に債務を持っているにもかかわらず、一円も払わないで、こんなことに使ってもなと少し思った記憶があるものですから、私は、作業報奨金は生活資金の扶助のためだけに行われているという立法趣旨は違うと思っております。生活扶助というより、作業報奨金は改善更生という趣旨であり、生活資金の扶助だとすると被害者のためにも使ってはいけないということになってくるのですが、そういう立法趣旨ではありません。改善更生のために作業報奨金を支給しているということであるとすると、私は、改善更生の中には被害者への贖罪というものも入っている、再犯防止だけではないと思っているので、被害者のために賠償を払っていくということは当然立法趣旨にも叶っており、だからこそ収容中

の支給というのも被害者の賠償のためには使っていいですよということになっているのだと思います。

だからといってたくさん支給するというのは、予算上の問題もありますから、いろいろ大変だと思うのですが、受刑者の中には月1,000円ぐらいしか支給されていない者もあれば、月2万5,000円や2万8,000円ぐらい支給されている者もいるのですが、実際には被害者に送金しているのはこれだけの件数しかないということであります。

川崎構成員の質問にもありましたように、一体どういう受刑者が、幾らぐらいというのは、これを平均値という形で取ってしまいますと分からなくなってしまいます。1人の人が1年に2回送金していると、実際に送金している人は半分になってしまいますので、そういった殺人とか、重い罪の人がお見舞金とか、香典とか、そういう形で送っているのか、それとも、財産犯みたいな人たち、それこそ6,000万、1億取ったみたいな詐欺犯の場合もいっぱいあるわけですけども、こういう財産犯の人たちも払っているのかとかが分からないと、我々としてどういうふうな政策を提言していいのかが分かりません。以前から、全国を調べるのはとても大変なので、1つか2つの施設を選んで、一体どういう受刑者が、例えば数年間どういう形で送っているのかという情報でも分かったら今後の参考になるかなと思ったので、大分前にお願いしたんですけども、依然としてお示しいただけないので、なかなかどういう現実なのかが分からないまま議論しなければいけないということになっているということは御承知おきいただきたいなと思っております。

それでは、和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 素朴な質問させていただきたいのですが、法務省の中で、加害者は、矯正局や保護局で、様々な施策などが行われていると思いますが、犯罪被害者支援に関しての窓口というか、組織というか、局とは言いませんけれども、犯罪被害者のための施策を担当する部署は法務省の中にあるのでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 若干正確性を欠いてしまうかもしれませんが、御説明差し上げます。法務省には刑事手続を扱う部局として、刑事局、矯正局、保護局の3局がございます。その上で、検察庁というのが刑事局と関連していまして、矯正局と保護局はそれぞれ刑務所や少年院、あるいは保護観察所を担当しておりまして、まずは、被害に遭われた方について、加害者をしっかりと訴追し、処罰をするということにおいては、全局が関連してやっているところでございます。そのような中で、当然被害者の方と接点を持つということで、それぞれの部局、例えば、検察庁に被害者の担当がおりますし、先ほど言ったように心情伝達等も含めて、保護観察所、刑務所等の中にもそれぞれ担当のところがございます。我々、刑事事件において被害者の方というのは当然に一番大事な存在でございますので、そこはいつも接点を持っていまして、全体がそういうつもりではいるのですが、どうしても刑事処罰を求めるという観点から、窓口という感じにはならないのかもしれませんが、ただ、例えば、刑事事件があれば、検察庁において検察官が被害者の方からお話を伺うといったこともしているところでございまして、我々としてはその中で

被害者の方と向き合っていると思っているところでございます。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○和氣構成員 被害者側からしますと、加害者には局があるのに、被害者側にはそういう部署がないのではないかなという素朴な疑問でございました。

私も最高検察庁の参与をさせていただいている中でその質問をさせていただいたら、最高検察庁のほうにもいろいろあったら伝えていただければという話はいただいているのですが、やはりそういう局ですとか、課とか、そういうのがあってもいいのではないかなという疑問がありましたので、お聞きいたしました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 私が申し上げることではないのかもしれないのですが、政府全体として、まさに警察庁が司令塔となってくださって、我々としてもその中でやっております。また、追加で申し上げますと、法務省の中では、被害者施策が3局にまたがるところでありますので、官房がそれを取りまとめる役ということで、そこに所属しております私がこういったことに、例えば会議等には出させていただいて、担当もさせていただくというような形にはなっているところでございます。

○太田議長 よろしいでしょうか。

事前に構成員の方から出ている質問や意見・コメントに対する、全部はもちろん無理かと思うのですが、何かコメントがあればお願いするということになっておりますが、何か特にこの中で更にコメントしておきたいということがあればお願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 様々、貴重な御意見をいただいております、先ほど質問というところにはお答えさせていただきまして、意見・コメントというものを、それぞれ貴重な御意見をいただいたと思っております、これにつきましては、これからまた引き続き意見交換等をさせていただければと思っているところでございます。それ以上に現時点で特にということは特段ございません。

○太田議長 分かりました。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 加害者による損害賠償責任の履行促進に関して、いろいろ考えていることがあるので、そのことをお話しさせていただければと思います。

例えば、何とか加害者本人から作業報奨金を取ったり、自己契約作業をさせたりして反省させて支払わせようという意向があっても、なかなか金額的に厳しいものがある、とにかく加害者にきちんと反省させると、謝罪させて賠償金を払わせなきゃいかんと。そのための教育は、例えば被害者の視点を取り入れた教育があるだろう、あるいはしよく罪指導プログラムをやっているよと、そういうことなのですけど、実際なかなか効果が見えてこない。

その1つの理由は、やはり本当に加害者が自分の罪に直面することができていないということがあるのではないかなと思いました。私は、最近、海外視察へ行く経験がありまして、いろいろ見聞きしてきた中で印象的だったことがあるのでお話ししますと、修復的司

法というやり方ですね。リストラティブ・ジャスティスは、日本ではあまりうまく伝わらず、特に被害者の方からよい反応がないのですが、このやり方は、海外などでは正式なプログラムとして公的な機関に取り入れられるようになっていきます。

どういうことかということ、加害者にきちんと罪を償わせるためには、修復的司法のアプローチ、修復的機会（Restorative opportunity）とも言っていましたが、そのやり方がある意味で効果がある。それは何かといいますと、加害者が希望する被害者に直接対面をさせることです。そのためには入念な準備をするのですが、そうすると、書面などを通して知るよりもはるかに被害者の側の心情なり被害の大きさを直接感じ取ることができるので、加害者は非常に反省する機会になるということです。

そこでどういうことが起きるかということ、加害者は、きちんとした謝罪もできるようになりますし、反省もする、そしてひいては再犯をしないという効果も出ています。

では、被害者はどうかと見ますと、被害者も最初はためらいがあったけれども、そういう機会があるならということで選んだ場合、直接加害者を見て、加害者の言葉を聞き、そこからいろいろなことを考えて、ある方は謝罪する姿から自身のパワーを得たとか、そこからコミュニティーの安全を感じ取れるようになったという方がいて、あっ、そういうことなんだなということを強く感じました。

ただ加害者に反省しろ、謝罪しろと一方的に言っても、その心は生まれません。では、どのようにすれば生まれるかということ、加害者にもちゃんとサポートがついて、自分の罪を振り返り、そして被害者のことを考える心のスペースができて初めて更生の道が歩めるんですね。

ですので、そのような方法が日本でも取れないかなと思ってしまして、もし第5次基本計画にも何らかの形で修復的アプローチの検討について入れていただけると、法務省の方で何か方策を探っていただけるのではないかと考えています。

こういうアプローチを取る被害者も、加害者も人数は実際多くはありませんが、明らかな効果はあるということで、詳しくはお話ししませんが、海外では法制度化されているところもありますし、仕組みとして取り入れているところもあります。

日本では、心情等聴取・伝達制度が、まず、更生保護で始まりました。第1次基本計画に盛り込まれたことによって動き出して、更生保護における心情等聴取・伝達制度が始まったわけですね。矯正施設でもそういうことを始めましょうということが第4次基本計画に盛り込まれたことによって、法制審議会で検討されました。その辺の詳しい内容までは知りませんが、いずれにしても刑務所や少年院でもこういう心情等聴取・伝達というのが始まったと。そういう経緯を見ますと、日本での修復的司法アプローチの導入は夢物語ではなくて、被害者のニーズに合わせて、加害者と直接話をする、対面するという方法が取られてもいいのかなと思いました。この修復的司法に関することは、本当ですと根回しして議論に乗せなくてはいけない大きな話なのですが、以上になります。

○太田議長 コメントは難しいかもしれませんが、何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 貴重な御意見ありがとうございます。修復的司法のアプローチについて、今お話があったように、今回、心情等聴取・伝達制度等が、すごく端っこのほうにあるのかもしれないですが、これからいろいろな取組をしていく中で、被害者の方のお気持ちに寄り添ってしっかりとできるようにしていきたいと思いますし、検討課題になるのかとも思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○伊藤構成員 ぜひ検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。ちなみに、私は、きちんと損害賠償しなさいと言っているだけで、反省を強制しているわけではありません。もちろん反省した上で賠償も払えば一番いいのですが、きちんと賠償に向けた努力をさせるという方向で、謝罪をしろとか反省しろということを求めるというのは非常に難しいかと思うので、きちっと行動として示すということを求めているということでございます。

正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 関連してですが、作業報奨金が損害賠償として支払われているというのは現実にあるわけですが、これが本当に反省から出ているのかどうかというところは少し疑問になるところがあって、釈放されるまでは、僅かなお金だけ払っていた、ところが釈放されたら全く払わないという人も結構いるというようなことを聞いております。作業報奨金の支払いが本当に真の反省から支払っているのかどうかというところ、現実的には非常に疑問な部分もある。もちろん反省から支払っている方もいらっしゃるでしょうけれど。そういう意味ではなかなか難しい問題を抱えているのかなと思っているところです。

○太田議長 御意見ということでよろしいでしょうか。なかなか実態を知るのは非常に難しいかと思いますが。

○正木構成員 はい。一応そんな実態があるということを認識いただければと思います。そういう意味でやっぱり修復的司法というのは重要なと思います。

○太田議長 假谷構成員、お願いいたします。

○假谷構成員 修復的司法というのは私も知っておりまして、自分自身も加害者に面会したりするのですが、1つは、被害者が加害者側に会いたいと言えば、比較的会わせてくれるのかどうかという、レベル感です。当然相手も会いたくないと言えばそうなのですが、両方相思相愛で会いたいと言えば、刑務所の中でも面会というのがある程度柔軟に認められるかというのが1つですね。

それからもう1つは、先ほどの法テラスの関係で、被害者は法テラスに頼んでいろいろとやってもらうのですが、加害者は法テラスに行って先ほどの被害者への振込方法を教えてくれとかという相談することができるのでしょうか。つまり、加害者は法テラスの利用者になり得るのでしょうか。

○太田議長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 1点目の被害者の方が加害者に会えるかというこ

とでいいますと、基本的には刑務所の対応としては柔軟にはさせていただいていると認識しております。その上で、本人が会いたくないといったときに、無理やりそこまで連れていけるかということがありますので、その意味においては、本人の状況とか意思とかはありますけれども、そこは被害者の方の御意向にできるだけ沿えるように運用しているのではないかと承知しているところでございます。

また、法テラスの関係でございますけれども、民事法律扶助業務として、資力の乏しい方に対していろいろな援助を行っております。加害者が損害の賠償を行うに当たっても、示談交渉や民事裁判に至る場合には対象とはなり得るのですが、他方でこれらに至らない場合には、国費での負担となりますので、どこまで法テラスがやるかということがございますので、なかなか難しい場合もあるかなと思っているところでございます。

○太田議長 今のお答えでよろしいでしょうか。

○假谷構成員 いわゆる加害者も相談に行けるということですね。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法律相談ということだと、受刑中であるかどうかということは別として、法テラスには民事法律扶助業務として法律相談という制度がございますので、そのレベルで資力がない場合とかはできたりするということになりますし、先ほど言ったように、裁判ということになりましても、民事法律扶助ということのできるようになります。その意味においては、受刑中であるかどうかということは必ずしもそこではイコールではない、何か妨げるものではないと認識しているところでございます。

○太田議長 私が知る限りですけど、篤志面接委員というボランティアの方が刑務所の中にはたくさんいらっしゃいまして、その中には弁護士の方もいらっしゃって、そういう損害賠償だけではなく、様々な法律相談を弁護士の方がボランティアとして受けているという背景はあります。そこでどこまで損害賠償の相談をするかは分かりませんが、そういうことはあろうかと思えますし、内容はまだ公表されてはおりませんが、被害者支援弁護士の業務について、刑の執行段階まで入れば、こういうところにも被害者の賠償に向けた支援に弁護士が関わってくれるということではできようかと思えます。ただ、ここまで入るかどうかについては、まだ私は内容を聞き及んでおりませんが、その可能性はあつてほしいなと思っております。

また、面会については、一応法令上、法務省令で、損害賠償等の話合いで被害者が面会に来た場合には、施設側としては面会させるようにという規定はありますが、本人が拒否する場合は何ともしがたいということでございます。

それでは、ほかの議論のテーマもございますけど、オンラインで参加の構成員の方々から何かございますでしょうか。

○佐藤構成員 私は大丈夫です。ありがとうございます。

○野坂構成員 先ほど修復的司法の方向性に向かうということについて御意見がありましたが、私も賛成で、この議論を進めていく大きな方向性として、修復的司法の考え方をいかに入れていくか。そのことがないとやはり被害者の心情等伝達制度がうまく機能しない

と思っています。

修復的司法という、先ほど加害者、被害者の対話の実践例が紹介されていましたけれども、もちろんそれもありますが、それ以外の様々な被害者支援を十分に行うことや加害者の教育を十分に行うということがベースにありますので、最終的な対話の形だけを目指すのではなく、今行われている教育やこれからなされる指導をいかに充実させるか。

そしてもう1つ、修復的司法の当事者というのは、加害者と被害者とコミュニティの責任を問うというところが入っているのが非常に重要だと思っています。ですので、今回の犯罪被害にまつわる取組について、当事者だけの問題にするのではなくて、いかにコミュニティで予防、あるいは責任を果たしていくような、みんなの関心を高めていくようなというところが、大きな議論になりますけれども土台に含まれていくと望ましいのではないかなと思っています。以上です。

○太田議長 ありがとうございます。御意見ということでよろしいでしょうか。

○野坂構成員 意見です。

○太田議長 ほか何かございますでしょうか。

○假谷構成員 先ほどの法テラスの関係について、相談はできるというのは、例えば、加害者が被害者に払いたいと言ったときに、そのアシストというか、サポートというか、相談ではなくて、実際に法テラスが被害者にお金を届けるとか、振り込むとか、そういう具体的なところはないということですかね。

○太田議長 法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今の御指摘でいいますと、もちろん個別にそれぞれのものがあると思うのですが、基本的には、民事法律扶助業務としての相談業務や示談交渉とか民事裁判ということはあるのですが、単純な作業としての振込み等については担当はしていないと理解しているところでございます。

○假谷構成員 要は加害者が払いたくても払えない。そこを法テラスが間に入ってもらふということではできないということですよ、簡単に言うと。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 どういう入り方かによるというのがありまして、それが何もない中での示談交渉であるとか、あるいはそれを踏まえて民事裁判になるという場合には、民事法律扶助業務というところに入っていくと、これは対象となります。ただ、非常に説明が難しいところでございますので、また、別途、御説明差し上げたいと思いますが、全てなるかということならないところもありますし、そもそも、間に入るものを全部法テラスがやりますよという立て付けになっているかということ、そうではないというのは確かでございます。また、先ほどもありましたが、被害者支援弁護士の方がどこまでやることになるかということも踏まえて、法テラスの関与の仕組み自体も変わってくるかと思います。今後、犯罪被害者等支援弁護士制度ができたときには、被害者側の弁護士さんがどこまでやるかという議論も生まれてくるかと思いますので、そこも踏まえてできるところとできないところが、再度整理されてくるかとは思いますが。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○假谷構成員 また勉強させてください。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしくお願ひします。

○太田議長 それでは、残りの論点もございますので、いずれにしても、加害者による被害者への損害賠償の実現におきましては、特に重大事件の場合、刑期が長かったりしますので、刑事施設や保護観察所においてどのように責任を履行させていくのかということは非常に重要なテーマであろうかと思ひますので、これまでに出了構成員からの質問や意見、今日の議論を踏まえまして、法務省は持ち帰ったうえで、計画案文に起こしていただければと思ひております。我々は、それを踏まえまして、また具体的な内容について検討していきたくと思ひます。

この後、民事の問題についていろいろ議論したいと思ひておりますが、結構長くなつてきておりますので、一旦ここで休憩に入らせていただいて、14時55分まで休憩とさせていただきます。55分にまた再開させていただきます。

(休 憩)

○太田議長 それでは再開いたします。

次のテーマとなります「損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減」について、民事関係の論点を議論したいと思ひます。

事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） これまでの議論や関連する要望などの振り返りとしまして、資料2の9ページを御覧いただきながらお聞きいただければと思ひます。論点2のうち民事関係のものです。

本論点につきましても、これまでの御意見、御要望を踏まえまして、5つの観点に議論の切り口を整理させていただいております。

1つ目は、被害者の方の損害賠償請求等の負担軽減の取組として、賠償額を固めたり債務名義を得たりする段階での取組という観点です。この点に関しましては、例えば、損害賠償命令制度が十分に活用されているのかなど、既に御意見としてもいただいているところかと思ひます。

2つ目ですが、示談をして賠償額を固めたり、あるいは債務名義を得たりした後の時効の更新についての負担という観点も重要かと思ひます。この点につきましても、従来から多くの御意見、御要望をいただいているところであり、被害者の方の抱く負担感の最たるものではないかと思ひているところです。

3つ目は、令和元年の民事執行法改正も踏まえ、強制執行の前段階となる加害者の財産の情報取得といった民事執行という観点でございます。

4つ目は、犯罪被害に係る損害賠償債権も養育費に見られるような民事法上の特例的な扱いをしてほしいとの要望もいただいているところ、これについてどう考えるかという観点でございます。

最後に、5つ目について、時効の更新と重複する部分もございますが、印紙代などの負担が重いといった声もいただいているところであり、この観点での議論もあるところでございます。

本論点に関しましても、多くの御意見、御要望をいただいているところでございます。この後法務省から御説明をいただきますが、前回の会議までにいただいた御意見、御要望を整理させていただきますと、このような切り口であれば、おおむね網羅的に御議論いただけるのではないかと考えているところでございます。

○太田議長 どうもありがとうございました。

それでは、法務省から説明をお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 引き続き資料3－2に基づいて、損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減についてそれぞれ説明させていただきたいと思います。

7ページ目を御覧ください。「損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況」について、制度の概要を御説明差し上げます。

まず、損害賠償命令制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律、これは犯罪被害者保護法とこれから申し上げさせていただきますが、第24条以下に規定されておりまして、平成20年12月から施行されています。

この制度は、刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものであり、申立ては、対象となる刑事事件の審理手続が終結するまでに、その刑事事件を担当している裁判所に対し、申立書を提出することによって行います。申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取り調べます。原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせ、損害賠償命令についての決定を行う簡易かつ迅速な制度となっています。

次に、刑事和解制度でございますが、犯罪被害者保護法第19条以下に規定されておりまして、平成12年11月から施行されております。

この制度は、加害者との間で示談が成立した場合に、その事件を審理している刑事裁判所に申し立てることで、裁判所がその示談内容を公判調書に記載し、その後、加害者が示談金を支払わない場合に、別途民事訴訟を行わずに、その公判調書を利用して、強制執行の手続を取ることができるものです。

令和6年版犯罪白書によりますと、令和5年の損害賠償命令の件数は282件、刑事和解の件数は17件となっており、いずれも前年とほぼ同数でございました。なお、損害賠償命令の件数は、令和元年から令和5年にかけて、各年300件前後で推移しており、刑事和解の件数は、同じ期間において各年20件前後で推移をしているところでございます。

8ページ目にお移りいただければと思いますが、これらの制度に関し、現在法務省におきましては、犯罪被害者の方やその御遺族が各制度を利用するか否かを適切に判断できるよう、これらの制度等についての説明を分かりやすく記載した犯罪被害者等への冊子を作

成し、全国の検察庁等へ配付するとともに、この冊子をウェブサイト上に掲載するなどして制度を周知しております。

また、最高検察庁におきましては、各検察庁宛てに通達等を発出し、これらの制度等に関する情報を適切な時期に犯罪被害者等に提供することを配意し、遺漏なく対応することを個々の検察官に求めています。個々の検察官におきましては、こうした通達等に基づき、個別の事案に応じて、犯罪被害者等に対して説明を行っており、引き続き犯罪被害者の方やその御遺族に対する適切な対応に努めるものと承知しております。今後もこれらの対応を引き続き継続していく予定でございます。

続きまして、9 ページ目を御覧ください。「時効の更新に関する負担軽減」についてでございます。

まず制度の概要について御説明いたします。不法行為による損害賠償請求権は、民法上、被害者等が損害及び加害者を知ったときから3年、人の生命または身体を害するものは5年、不法行為のときから20年のいずれかを経過したときに時効によって消滅するとされています。また、その間に訴えを提起して判決等により権利が確定した場合には、その確定のときから10年を経過したときに時効によって消滅することとされています。このような時効による損害賠償請求権の消滅を防ぐためには、時効の期間が経過する前に時効の更新をする必要があります。

時効の更新とは、一定の更新事由があったときに、それまでに経過した時効期間がリセットされ、新たにゼロから時効期間が始まることをいいます。法律上は、裁判上の請求や、財産開示手続、債務の承認などが更新事由として定められています。

時効の更新をする際には、再度の訴え提起手数料が金銭面での負担になるものと考えますが、令和2年4月から財産開示手続により時効の更新をすることができることとされたところでございまして、財産開示手続は、訴訟の提起とは異なり、債権額にかかわらず2,000円の手数料で申立てが可能となっています。また、時効の交渉をするため必要な費用につきましては、法テラスの民事法律扶助制度を利用することも可能でございます。これらによって、時効の更新を望まれている方々にとっての経済的な負担は従前に比較しますと大きく軽減されたものと考えております。

なお、この財産開示手続の申立てに当たっては、手続に必要な書類につきまして、裁判所のウェブサイト上に具体的な記載例を示した書式が掲載されており、初めてこの手続を利用される方でも容易に書類を作成できるよう配慮がされているところでございます。

法務省としては、まずは財産開示手続の利用状況等を注視してまいりたいと考えています。

その上で、更なる負担軽減措置としてどのような方策が考えられるのか等につきましては、犯罪被害者の方々や有識者の方々の御意見を踏まえながら引き続き検討を行っていきたいと考えているところでございます。

次の項目に移らせていただきます。11ページ目を御覧ください。「第三者からの情報取得

手続（改正民事執行法）の活用状況」について御説明差し上げます。

まず、制度の概要でございます。第三者からの情報取得手続は、令和元年の民事執行法改正によって新設されました。この手続は、債務者の財産状況を調査するための制度でございます。裁判所が一定の要件の下で、債務名義の正本等を持っている債権者からの申立てにより、不動産に関しては登記所に対し、給与債権に関しては市町村等に対し、また預貯金債権に関しては銀行等に対し、債務者の財産に関する情報の提供を命ずるものです。

給与債権や預貯金債権に関する情報取得については令和2年4月1日から、不動産に関する情報取得については令和3年5月1日からそれぞれ運用が開始されており、令和5年の全国の新受件数の総計は8,815件でございました。

第三者からの情報取得手続に関しては、対象となる情報の保護にも配慮する必要があり、不動産や給与債権に関する情報取得手続については、財産開示手続を先に実施していることが必要とされています。

また、給与債権が差し押えられるに至った場合には、一般に債務者の生活に与える影響が大きいと考えられることから、給与債権に関する情報の取得を求めることができるのは、その必要性が特に高い場面に限定すべきとされ、具体的には、請求債権が養育費等の請求権や生命または身体の侵害による損害賠償請求権であることが必要とされています。

第三者からの情報取得手続の利用状況を適切に把握するため、今後も引き続き情報取得手続の事件数全体の動向など、施行後の運用状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次の項目に移らせていただきます。13ページ目を御覧いただければと思います。「先取特権の付与」についてでございます。

まず、先取特権につきまして、制度の概要を御説明させていただきます。先取特権は、担保物件の1つに分類されています。この担保物件とは、債務者が債務を履行しない場合に、目的物を売却して金銭に換えることなどにより、債権の回収を確実にするための権利でございます。

一般の先取特権は、債権者と債務者との合意によって生ずるものではなく、法律上定められた原因によって生じた債権について当然に生ずるとされています。民法では一般の先取特権が生ずる債権の発生原因としては、債務者の財産を保全するための費用などの公益の費用、給与債権などの雇用関係、子の監護の費用、葬式の費用、日用品の供給の5種類が定められております。なお、子の監護の費用につきましては、昨年の民法改正により新たに設けられたもので、現時点ではまだ施行されていません。

一般の先取特権の目的物は債務者の総財産でございます。不動産、動産、債権等の種類を問わず、債務者が有している全ての財産に及ぶものとされておりますが、ほかに抵当権などの担保権を有している者がいる場合には、そちらが優先することになります。

また、一般の先取特権は、民事訴訟の確定判決がなくとも、その存在を証する文書を裁判所に提出することによって担保権を実行することができるものとされています。

先取特権は法律に基づき認められているものですので、新たに付与するためには立法措置を講ずる必要があります。先取特権が付与されると、他の一般債権者に優先して弁済を受けることができることとなりますが、これはあくまで債務者の財産を対象とするものですので、債務者の財産が少ないことが想定される場合には、制度導入による実効性が課題となります。

また、不法行為による場合は、契約等による場合とは異なって、あらかじめ債権額が明らかになっていないため、一般的には先取特権を証する文書としては確定判決以外のものを想定することができないという問題があり、この観点からも制度導入による実効性が課題になると考えています。

以上のことから、先取特権の付与につきましては、他の債権との均衡をどのように考えるか、どのような犯罪被害について設けるべきかといった点についても慎重な検討を要するものと考えているところでございます。

次の項目に移ります。14ページ目を御覧いただければと思いますが、「執行手続の負担軽減（ワンストップ化）」について御説明を差し上げたいと思います。

まず、制度の概要でございます。前提として、債権者が債務者に対して裁判所に強制執行の申立てをするに当たっては、判決等の債務名義の正本等のほか、差押えの対象となる債務者の財産を執行可能な程度に特定する必要があります。そして、判明している財産に対する強制執行を実施しても完全な弁済を得られないことが疎明された場合などには、債務名義の正本等を有する債権者は、債務者の財産を明らかにするため、財産開示手続、第三者からの情報取得手続を申し出ることができます。

いわゆる養育費の執行手続のワンストップ化は、令和6年の民法等の一部改正によって新設されたものでございまして、これは養育費等の請求権の債務名義の正本等を有する債権者が、財産開示手続の申立てをした場合には、一定の要件の下で債務者等が開示した給与債権について差押命令の申立てがあったものとみなし、また、債務者等が財産開示手続において財産を開示しなかったときは、裁判所は給与債権に係る情報の提供を命じなければならないとするなどして、1回の申立てによって差し押さえるべき給与債権の調査に関する申立ての手続とそれに対する差押命令の申立ての手続等を連続的に行うことができる仕組みとなっているものです。

令和6年の民法等改正法はまだ施行されておきませんので、まずは施行後の運用状況を注視する必要があると考えております。

なお、令和6年の民法等改正法で養育費等の請求権についてのみ執行手続のワンストップ化の規定が新設された背景としましては、令和6年の民法等改正の立案の基礎となった法制審議会に対する諮問事項として養育費の履行後の確保が含まれていたほか、養育費等の請求権の特性が差押対象財産のうち特に給与債権と親和性があること、当事者の収入状況を踏まえた上でその額が定められることであることや、支払額が比較的少額であること、将来に向けて継続的に発生するものであることがあります。

これに対して、犯罪被害者の方の損害賠償請求権につきましては、債権の性質や発生原因、債権の額、想定される債権者像などの点において養育費等の請求権とは異なる部分もあり、この違いについても十分考慮する必要があると考えているところでございます。

最後の項目になります。16ページ目を御覧ください。「その他の負担の軽減（印紙代等）」に関して制度の概要を御説明差し上げます。

民事訴訟における訴えの提起に関する手数料は、裁判制度を利用する方にその制度の運営費用の一部を負担していただくことが制度を利用しない方との対比において負担の公平にかなうものであること等を考慮して定められているものでございまして、手数料は相手方に請求する金額等に応じて算定される仕組みとなっております。なお、一旦納められた手数料は最終的には敗訴者の負担となり、原告が勝訴した場合には、一定の手続を経ることにより被告から取立てを行うことができることとされております。

他方で、損害賠償命令の申立てをするには、請求金額を問わず、訴因ごとに2,000円の手数料を納めることとなります。なお、損害賠償命令の申立て後、通常の民事訴訟手続への移行があった場合には、民事訴訟手続における手数料の額から当該損害賠償命令の申立ての手数料の額を差し引いた不足分を納めることとなります。

17ページ目に移りまして、今後の取組・検討方針でございますが、犯罪の被害を受けた方について、訴えの提起に関する手数料を減免、免除することについては、先ほど申しました制度を利用しない方との対比において負担の公平にかなうものとするという観点から慎重に検討する必要がある、御負担の軽減につきましては、より低額で利用できる手続の御活用や資力がない方等に対する訴訟救助や法テラスの民事法律扶助等によって図られるべきものであると考えているところでございます。

法務省からの御説明は以上でございまして、その上で、事前にいただいた質問に対する回答を申し上げたいと思います。

資料4を御覧ください。まず、太田先生から26番の御質問をいただきました。損害賠償命令の対象犯罪等について拡大するという観点での御質問をいただいているところでございます。

第一審において有罪判決が言い渡される刑法犯の事件のうち、7割以上を窃盗や詐欺などの財産犯に係るものが占めておりまして、これらの全てを対象とした場合に、本制度の円滑な実施が可能なのか、困難となるおそれがあるのではないかと考えているところでございます。

また、財産犯につきましては、例えば被害者が多数存在している事件等において、一部の被害者に関する事件のみが起訴される場合も少なくないところ、財産犯を本制度の対象とした場合に、起訴された事件の被害者と起訴されない事件の被害者との間に損害賠償の点で不均衡が生じてしまうのではないかとといった点も懸念点としてあるところでございます。

8ページ目を御覧ください。山本先生から33番の御質問をいただいているところです。

時効の更新に関して、執行不奏功見込要件についての質問でございます。財産開示等の申立てがされた場合において、執行不奏功見込要件、分かりやすく申し上げますと、判明している財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことが疎明されているかどうかということだと思っておりますが、これに関しては、個別具体的な事案に応じた執行裁判所の判断に委ねられているものであることは御理解いただければと思います。その上で、例えば、不動産について債務者の住居所在地の不動産登記事項証明書を提出することにより、債務者名義の不動産が見つからないこと等が確認できていれば、それで足りるという例もあるとされているものと承知しており、執行不奏功見込要件があることによって申立てに過大な負担が生じるものではないと考えているところでございます。

続きまして、35番で、第三者からの情報取得手続に関して御質問いただいております。この点、第三者からの情報取得手続について、犯罪被害者の方が申立てをした件数に関する統計は把握していないところでございます。

一方で、概数ではございますが、文献によると、令和5年の東京地方裁判所本庁における第三者からの情報取得手続の新受件数は1,150件であり、このうち給与債権に係る情報取得の件数は54件でした。ただ、この文献からは、このうちの何件が、御指摘の生命または身体の侵害による損害賠償請求権についての債務名義の正本に基づく申立てがあったかまでは分からないところでございます。

最後に39番で、印紙代の負担軽減についても御質問いただいております。この印紙代の実例を把握しているかということでございますが、法務省では把握してございませんので、その旨申し上げさせていただきます。

その他、御意見等につきましても、様々な観点からいただいているところでございます。御指摘いただいた点も含めまして、犯罪被害に遭われた方々の支援のために法務省として何ができるのか、警察庁とも相談しながら引き続き検討してまいりたいと思います。

法務省からの説明、回答は以上でございます。

○太田議長　ありがとうございました。それでは、この論点について何か御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。特に山本先生からは民事関係の御質問をいただいておりますけれども、何か追加で補足的な質問ないしは意見があればお願いいたします。

○山本構成員　今の御質問についての回答については、そういうことかなと思いました。特に時効の更新の部分につきましては、財産開示、第三者情報取得の手続というのは、基本的に訴えの提起に比べればかなり低い手数料で利用できる手続だと考えています。また、その具体的な要件である執行不奏功要件、あるいはその見込みの要件については、令和5年の民事執行法改正の際、弁護士会などからは廃止したらどうかというような御提案もあったところですが、最終的には残ったものです。今御指摘のように、裁判所は比較的緩やかな運用というか、これを理由に却下するということはあまりないような運用をしているという説明はそのとき法制審議会でもありましたし、おそらく現状はそうなんだろう

うと思います。そういう意味では、申し立てれば、第三者情報取得の命令、あるいは財産開示命令というのは発令されることが多いのではないかと思います。

そうであるとすれば、問題は、太田議長からも御指摘があったかと思いますが、その周知、すなわち、実際にそれが利用できるかというところの話になってくるのかなと思うところでは。

○太田議長 ありがとうございます。今の法務省の説明、山本先生の御意見を踏まえまして、何か御意見、御質問ありますでしょうか。

正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 まず損害賠償命令についてですが、これについては件数が増えていないというのが実情だと思いますが、これは周知の問題ではなくて、やはり使い勝手が悪いというところに問題があるかと思っています。現状は、4回をめぐって完了するというところになっていますが、複雑な事案では4回で終わらないという問題や、異議申立てがあつて結局民事裁判に移行してしまうという問題があり、それゆえにあまり利用されていない。結局民事裁判に移行したという経験を弁護士がすることで、今後制度を利用する人が減っていくのではないかと予測するところでは。

ですので、損害賠償命令については、もう少し使い勝手がいいように運用するとか、あるいは、例えば損害賠償命令を経た場合には印紙代は何分の幾らに減額するとか、そういうような運用改善が必要ではないかと思っています。印紙代は運用改善の範疇ではないと思いますが、そういった改善を考えないとなかなか伸びていかないのではないかなと思うところでは。

また、新たに導入された財産開示、時効の更新の問題について、財産開示で印紙代は非常に安くなっておりますが、やはり不奏功要件があります。かなり緩和されているとしても、一応本人の住所地の不動産ぐらひは調べなければならないかと思います。

例えば、3,000万円の民事訴訟を提起する場合の印紙代が10万円ぐらひだったかと思いますが、そうすると、民事訴訟を提起するほうが弁護士にとっては非常に簡単で楽ですし、費用も結構安いわけです。財産開示をすとなれば、調査費用などいろいろ費用が必要だということを考えると、3,000万円ぐらひの債権であれば、時効の更新の場合に財産開示を使わないで民事裁判を使う場合も結構あるのではないかと思います。

確かに何億円ともなってくると、印紙代が全然違いますので、財産開示や第三者情報取得が使われるのではないかと思います。今指摘したような問題もあつて、今後、必ずしも全ての場合に財産開示に移行はしないのではないかと思います。

○太田議長 ありがとうございます。御意見ということでよろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。

○太田議長 財産開示について質問なのですが、強制執行をして、それが不奏功だったという場合もあります。見込みでもいいわけですね。ただ、財産開示は、あくまでも最終的に債務者からお金を取るために幾ら持っているか示させるものであるのに、見込みを前

提として示さなければいけないのは矛盾のように感じています。見込みが分かっているのならば財産開示は必要ないのではないかということです。要するに、わざわざそれを調べて損害賠償が無理だということが分かっているなら財産開示なんてしないので、なぜこの要件が残っているのでしょうか。

そして、財産開示手続が実際に開始した後、債務者を呼び出すことになると思いますが、受刑者のように呼び出すわけにいかない場合、終了要件はどうなっているのでしょうか。本人が呼び出し日に来なかったことをもって、時効更新ということにできるのでしょうか。あるいは、裁判所がわざわざ刑務所まで行って本人に話を聞いてくれるのでしょうか。この2点について、教えていただけますでしょうか。

○山本構成員 まず、執行不奏功要件について、基本的に債務者に財産を開示させることは、当然にできることではなく、まずは債務者の責任財産を特定するということは債権者がやるべきことであるというのは、明治以来、ずっと日本の民事執行法の大前提としてあることです。ただ、債権者がそれを特定できないような事情がある場合には、債務者に自分はどういう財産を持っているかを言わせるという仕組みになっています。

つまり、判明している財産で強制執行できるならばそれでやってもらうということです。実際に強制執行をして回収できたのであれば問題ないわけですが、回収できなかったという事実をもって初めて債務者の側にボールが回るという立て付けになっているということです。そういう意味では、債権者と債務者の役割分担と言うと語弊があるかもしれませんが、責任財産を特定するための長い歴史の中で、原則を動かすというところでこういう要件が設けられているものと承知しております。

それから、開始の要件と終了の要件ということですが、時効の更新は、財産開示命令、あるいはその取得命令によって行われるということですので、基本的には、例えば財産開示で債務者が出てくるかどうかは関係ありません。その後、もし正当な理由なく出てこなければ、債務者は罰金等の刑罰を受けるおそれがあるわけですが、時効の更新については、開示命令が有効に発令されれば問題ありませんし、財産取得命令についても基本的には同様ということです。

私の理解では、裁判所はそんなに親切ではなく、刑務所に行ってわざわざ聞くことはしません。命令を出して、来なければ、あとは検察がそれを起訴するかどうかという問題になるという整理だと理解しています。

○太田議長 ありがとうございます。では、財産開示命令が出れば、それをもって時効は更新されるということですね。ただ、そこに行き着くまでは、債権者たる被害者は、いろいろ調べたりする負担を負わなければいけないということですね。

○山本構成員 はい。その手続負担をできるだけ裁判所の運用で簡略化できるかという話だと思いますが、ただ、正木構成員が御指摘のように、負担がかかる部分はまだ残っているということかと思います。

○太田議長 ありがとうございます。それでは、時効の制度や財産開示、あと、先取特権

などのこういった民事的な制度について何か御意見等ございましたらお願いいたします。
それでは、山本構成員、お願いします。

○山本構成員 意見として書いたことですが、先取特権の付与や執行手続の負担軽減については、私自身は十分検討には値すると思っています。

法務省から御説明がありましたように、養育費と事情が違う部分があるというのはそのとおりだと思っています。しかし他方で、こういった債権、特に人身損害賠償請求権というのは、前回もお話ししましたが、ほかの制度でもいろいろ別の取扱いがされています。例えば債務者が破産した場合でも、養育費や人身損害賠償請求権が非免責債権になるということは、すなわち、破産した後の責任財産についても養育費や人身損害賠償請求権は把握できるということを意味しています。ほかの債権者と比べて責任財産がより回収しやすい、あるいは回収できるような形にされているということは事実ですので、そうであるとすれば、他の債権者と競合した場合に、より優先的な取扱いを受けるという形にするということは理論的には十分あり得る話なんじゃないかと思いますし、ワンストップ化についても同様のことが言えるのではないかと思います。

前提は違うということで種々検討しなければならないということは事実だと思います。ただ、私自身は、検討の作業を行うだけの理由は十分ある問題なのかなと思っていますので、このようなコメントを書かせていただきました。

○太田議長 ありがとうございます。

ほかに御意見、もしくは御質問でも結構ですけど、ございませんでしょうか。民事関係の問題は被害者支援でも非常に重要な問題でございます。ただ、ここだけで決められる話でもございませませんが、既存制度についてどのように運用を改善できるのかということは議論する必要があるかと思います。いずれにしても、今後、被害者支援弁護士も含めた弁護士のサポートも重要になってきますし、支援を確実に届けるための体制づくりという議論も必要かと思います。

制度改正そのものを計画案文に盛り込むことは難しいかもしれませんが、今の話にあったように、検討をすることについて案文に書き込むこともできなくはないかもしれませんので、法務省では次期計画にどのような形で盛り込むことが可能なのか検討をお願いしたいと思います。それを踏まえて、また検討を進めたいと思います。

最後のテーマである「犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方」についてでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料2の12ページを御覧ください。
論点2の3つ目につきましては、犯給制度における債権管理に関するものでございます。

本件につきましては、会計検査院から適正な債権管理を行うよう指摘がされたところでございまして、関連する御要望もいただいているところでございます。

後ほど警察庁から説明がありますので、法令に基づき債権管理をする上で、被害者の方

の損害回復、加害者の責任履行といった観点から、どのような運用上の配慮があり得るか御議論いただき、御知見をお貸しいただければと思っていますところでございます。

○太田議長 それでは、警察庁から説明をお願いします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 資料３－３を御覧ください。本項目につきましては、昨年秋に会計検査院の指摘を受け、新聞報道でも大きく報じられたところでございます。国民の皆様からも関連する御要望をいただいているところですので、現状及び今後の取組について御説明申し上げたいと思います。

１ページおめくりいただきまして、犯給制度の趣旨について、御説明申し上げます。

犯罪被害者等給付金は、犯給法第１条にありますように、犯罪被害等を早期に軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するというのが大きな趣旨でございます。本制度は、殺人等の故意の犯罪行為による被害については、本来加害者が一義的に損害を賠償する責任を有するところ、実際には加害者に資力がなく、賠償を得られないことが多いという実情を踏まえ、他の公的給付制度でも救済されず、何ら救済を受けられない犯罪被害者等に対し、国が社会連帯共助の精神に基づき、全額公費負担で給付金を支給し、犯罪被害者等の精神的、経済的被害を早期に軽減する趣旨のものとして設けられました。

今申し上げましたような制度趣旨も踏まえ、犯給法第８条第２項には、国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得すると規定されております。この損害賠償請求権につきましては、いわゆる債権管理法に基づいて管理されることとなっているところでございます。

１ページまたおめくりください。実際の債権管理プロセスについて御説明申し上げます。

犯給金の支給に至るプロセスについて御説明します。まず、被害者等の方から申請を受け、都道府県公安委員会において裁定をした後、国から犯給金を支給する形になります。この時点で、犯給法第８条２項に基づきまして、国が損害賠償請求権を給付額の限度で取得し、債権管理手続がスタートし、債権管理プロセスに移行することになります。

債権管理手続においては、まず、債務者や債権の金額等についての調査・確認、債権管理簿への記載から始まり、支払い請求である納入の告知、支払いに応じない者に対しては督促を行い、場合によっては訴訟手続や強制執行まで至ることが債権管理法で定められているところでございます。

債権管理プロセスとしてはこのとおりでございますが、全ての債権についてこの流れとなるものではございません。例えば、加害者が心神喪失で法定の監督義務者が不在の場合、加害者が賠償責任を負わないため、国が取得する損害賠償請求権がそもそもないということもございますし、また、加害者が未検挙など特定できない場合については、支払いの請求はできないこととなりますので、必ずしも全ての案件についてこのプロセスをたどるものではないということでございます。また、実際、支払い請求をしても、加害者側の資力の問題で回収できないことも多々あるという実情もございます。

この債権管理プロセスにつきましては、債権管理法第10条に規定がございまして、債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも国の利益に適合するように処理しなければならないものとされております。この解釈に基づいて今後の取組を考えていかないといけないと思っております、各有識者構成員の皆様から御指導いただければと考えているところでございます。

なお、会計検査院の今回の指摘を受けるまで、警察庁におきましては、この条文の趣旨を踏まえ、加害者の大多数が無資力であると見込まれるところ、債権調査等にも経費が生じることから、財政上最も国の利益に適合するように処理するという観点から、具体的に回収できる見込みが立って初めて請求手続を行うこととしていたのが実情でございます。

この点につきまして、令和6年10月に会計検査院からは是正処置要求事項というのを受けしており、警察庁におけるこれまでの債権管理の在り方については問題があるという指摘を受けました。具体的には、適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備すること、加害者の資力に関する事項について裁定に係る調書に適切に記載するよう、都道府県警察に周知すること、という2点の処置要求がなされたところでございます。

これを受け、債権管理のスタートラインである債権の調査・確認や債権管理簿の記載といった、債権管理を適時適切に行うための体制を整備いたしまして、取組を始めたところでございます。

2点目の処置要求につきましても、加害者の資力に関する事項を加害者に確認し、犯給金の支給裁定に関する書類に適切に記載するよう都道府県警察へ指示したところでございます。

また、国民の皆様からも、資料に記載のと通りの要望・意見を頂戴したところでございます。新たな運用を適切に行っていく上で、このような要望もしっかり受け止めていく必要があると考えているところでございます。

3ページを御覧ください。今回の指摘を受けて、今後取り組んでいく債権管理の在り方について、御説明させていただきたいと思えます。

先ほど申し上げたとおり、債権管理につきましては、大きな前提として、法令の定めに基づいて適切に手続を行うことが求められたところでございますが、他方で、債務名義を得てもなお損害賠償を得られていないなどといった被害者の方々のお声もいただいていることも踏まえ、運用におきましては、被害者の方の損害回復への配慮、あるいは寄り添いの視点も改めて重要であると考えているところでございます。

このため、法令の規定に従った管理手続をしっかりと進めていく中でも、被害者の皆さんのために最大限何かできないかという考えの下、現在考えております取組の方向性を2つ御紹介させていただきます。

まず、1つ目は加害者に対する取組であります。加害者に対しては、債権管理の相手方として連絡を取ったり、支払いを求めたりしていくことになります。この過程におきまして、加害者にはそもそも被害者への支払い責任があることを念頭に置いた内容で、請求に

向けた連絡を始めたところでございます。効果的な方策につきましては、今後も研究を続けてまいりたいと思っております。

国民の皆様の要望・意見の中にも、加害者からの賠償が実現せず、被害者の方の損害回復が図られていないことに関する要望・意見がございました。こうしたお声も踏まえ、国からの連絡の機会にも被害者に対する支払いを少しでも意識させることを狙っていきたいと考えております。

次に、2つ目は申請者の方に対する取組でございます。国として必要な手続を執ることになる中で、申請者の方が知らないままに国が加害者に請求手続を執っているということがないようにしたいというのが基本姿勢でございます。そのため、国が損害賠償請求権を取得すること、加害者に対して請求することなどの教示を行っているところでございます。同時に、債権管理とは別になりますが、御自身が請求を行いたいという御意向をお持ちの方のために、御活用いただける制度についても御紹介していきたいと考えているところでございます。

今日御説明した適切な債権管理の業務自体はまだ緒に就いたばかりでございまして、最低限、今申し上げたような加害者に対するアプローチ、被害者の方への配慮はすぐにできることとして行ってまいりたいと思っております。

なお、国民の要望・意見にもございました「被害者の方への通知」につきましては、現時点におきましては、個人情報保護法や債権管理法といった現行法制の関係からどうすべきかということについて、検討すべき課題があると認識していますが、今後とも、見直すべきものは見直し、できるものはできる限りやってまいりたいと考えているところでございます。

当庁からの説明は以上でございまして、続きまして構成員の皆様から事前にいただいた御質問に回答させていただきます。資料4の9ページ、10ページを御覧ください。説明の便宜上、まず9ページの4番の正木構成員の御質問から御回答申し上げます。

正木構成員からは、会計検査院による指摘後、国は加害者から回収すべき債権の取扱いをどのようにしていますかという御質問でございます。

御説明させていただいたとおり、これまで警察庁といたしましては、回収の見込みが期待しにくい中、具体的な回収の見込みが立つものに限って請求していたところでございます。決して数が多いとは申し上げられませんが、犯給法の制度創設以来、会計検査院の指摘を受けるまでの間、十数件の請求は行ってきたところでございます。

今回、会計検査院による調査の対象になりましたのが平成30年度からの5年間でございまして、その間に請求を行った事案がなかったものですから、新聞報道の一部では未請求、放置といった報道がなされたところでございます。その点については率直に反省をしなければならぬと思っておりますが、全く手をこまねいていたわけではないということは、この場では御説明させていただきたいと思っております。

先ほど会計検査院からは是正改善のための所見として2点示されたと御説明申し上げます。

た。これにつきまして、当然ながら警察庁としては、真摯に受け止めて、警察庁内において、会計課と犯罪被害者等施策推進課において所要の体制を新たに構築し、法令に基づき、より丁寧に適時適切な債権管理を行っていくこととしております。また、説明の中でも申し上げましたとおり、都道府県警察に対しても、加害者の資力に関する事項を十分に調査し、正確に記載することを通達において既に指示しているところでございます。

現在指摘を受けました債権も含めまして、確認できる債権について、債権の調査・確認、つまり、債務者の住所の調査ですとか、債権管理簿への記載といった必要な対処を順次行っているところでございます。今後も法令に基づきまして適切に対応してまいりたいと思っております。なお、繰り返しになりますが、その中においても被害者の方の損害回復も重要であるという認識の下、できる限りの配慮も行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、太田議長からの1番の御質問に戻させていただきます。こちらにつきましては、加害者が無資力またはこれに近い状態にある場合、その後どのような対応を取っていく方針であるのかとの御質問をいただいております。際限なく警察庁が債権管理のために加害者と関わり続けなければならないことは負担が極めて重くなるという御懸念もいただいているところでございます。

御説明の中で申し上げましたとおり、債権管理法第10条で、財政上最も国の利益に適合するよう処理しなければならないと定められておりますほか、債権管理法では、徴収の停止、つまり、徴収を止める旨の規定も設けられているなど、財政合理的な管理も求められているところでございます。また、今回の議長からの御質問の中で例示いただきました履行延期の特約、つまり、分割払いの合意も法令において認められておりますし、御質問の中で例示いただいた時効完成前の債権の承認の求めについても法令において認められているところでございます。債権管理法においては、財政合理的な管理も定められているところでございますので、法令に基づいて、とにかく今は運用を重ねてまいりたいと思っております。

御質問の中で、ある程度の方針を決めておいたほうがいいのではないかという御指摘もいただきましたとおり、相手の資力状況ですとか、相手が死亡した場合など、個々の事情に即して、法令の趣旨に従って業務の適正化を図って、その分、限られた組織力を被害者の皆様方への配慮にも割いていかなければならないと考えているところでございます。

続いて、2番と3番の御意見として、太田議長から犯罪被害者給付金の趣旨を損なわないように、被害者の損害回復の実現に対して配慮する必要があるという御意見をいただいております。そのとおりだと思っておりますので、可能な限り最大限の配慮をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、10ページに移らせていただきます。5番で正木構成員から御質問いただいております。加害者が死亡し、相続人がいない場合に、相続財産清算人が選任された場

合、この清算人に対してどのような対応をするのか教えてくださいという御質問いただいております。一般論といたしまして、債権管理法においては、債務者の財産についての清算が開始された場合、債権の申出をすることを規定しております。この規定に照らして、個々の事情に即して対応することもあるとは思いますが、債権の申出をしていくことになると考えているところでございます。

それから続きまして、6番の和氣構成員の御意見につきましては、民事の損害賠償金に関して加害者からの支払いが滞りがちであるため、7割、8割の回収しかできなかった場合には給付金の返金免除するようにはいかがかという御意見でございますが、議長からの1番の御質問にも触れさせていただきましたとおり、個々の事情によっては、法令の規定に基づいて徴収を止めるケースもあろうとは存じますが、相手の資力状況などが関係してくるところでございまして、一概に申し上げられないことについては御理解いただければと思います。

また、被害者の損害回復の視点が重要であるということは先ほど来繰り返し申し上げてきたところでございますが、国として請求を続けることで加害者に対してプレッシャーをかけることにつながるという御意見もいただいているところでございまして、様々なアプローチの仕方があると考えているところでございます。基本的な考え方として、被害者の方の損害回復への配慮が重要であるという認識を持ちながら、法令に基づいて債権管理プロセスを適正に進める中において、加害者へのアプローチ、被害者への配慮をできるだけ両立させて行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、假谷構成員からの7番の御意見でございます。7番の①として、被害者による債権の回収等に支障のないように留意してほしい。②として、加害者の資産等に対する情報を被害者に提供してほしいという御意見でございます。

①につきましては、太田議長の2番と3番の御意見でも触れさせていただきましたとおり、被害者の方への損害回復への配慮につきましては、御指摘のとおり、極めて重要だと考えておりまして、しっかり受け止めさせていただきたいと考えております。

なお、「なお書き」でいただいた部分につきましては、オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律という破産に基づいた、議員立法による特別な措置であったと承知しているところでございます。

②において言及いただきました情報提供に関する御意見につきましては、国民の要望・意見にもございましたし、しっかり受け止めたいと考えております。国が債権管理の中で取得した情報には、個人情報も含まれているところでございます。まず個人情報保護法などの現行の法制度との関係について整理する必要があると考えております。頂いた御意見も踏まえまして、関係法令の規定も踏まえながら、被害者の方への損害回復への配慮の在り方について、いろいろ模索し、できる限りを尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、8番の山本構成員の御質問につきましては、国の債権と被害者の債権は同

一順位の債権かという御質問でございますが、犯給法の規定により、国は支給を受けた方の有する損害賠償請求権を支給額の限度で取得するとされておりまして、優劣についての規定がございません。国が取得した損害賠償請求権と被害者が給付金の支給後になお有している損害賠償権の優劣の関係はないと理解しているところでございます。なお、そうした状況におきましても、被害者の損害回復も重要であるという認識の下、最大限の配慮を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、同じく山本構成員の9番の御意見では、国が取得した損害賠償請求権について訴えを提起するとき、仮差押さえの申立てをするとき、強制執行の申立てをするときなどにおいて、その事実を被害者に通知する制度ないし運用を取ることはできないかという御意見をいただいているところでございます。

これは重要な御指摘を頂いたものと認識をしております。債権管理は法令に基づいて行われる必要がございますけれども、今日も御説明申し上げたとおり、いろいろな手続を被害者の知らないままに進めることのないようにしたいと考えております。まず最初の段階において、債権管理手続の流れについて教示することとしたいと思っております。

他方で、今日前半で正木構成員からの御紹介もありましたとおり、我々が、先ほど申請者の方々に通知を開始したと御説明申し上げましたが、現場からは、被害者の方によっては加害者のことについて知らせることが二次的被害につながるのではないかと、二度と思い出したくないということが出てくるのではないかとという懸念の声も寄せられていることも事実でございます。個々のケースにおいて個別の事情にかなりきめ細やかに配慮して対応する必要があるのではないかと考えているところでございます。

一概に申し上げられないということは御理解いただいた上で、債権管理法をはじめとして、御意見いただいた法令の規定も踏まえながら、被害者の方の損害賠償への配慮の在り方について模索してまいりたいと考えております。

最後に、同じく山本構成員からの10番の御意見につきましては、加害者に対して債務の承認を行う際に、被害者の代理人を同席させて、被害者の請求権についても債務承認を併せて求めるような運用は考えられないかということでございますが、現在、我々の運用といたしまして、債権の調査・確認のプロセスにおいて、加害者に対して債権金額の確認を取る連絡を書面で行っているところでございます。この際、被害者への賠償責任も念頭に置き連絡を行っているところでございます。現在、この運用はまだ緒に就いたばかりで、加害者と対面して国への支払いを求めるような場面には今のところ至っていないところでございます。

運用を重ねる中でどのような取組が実施できるか検討していくべきであろうと考えておりますが、時効の更新に関する負担軽減が大きな課題であることは重々承知しているところでございまして、いただいた御意見も踏まえ、債権管理法をはじめとする法令の規定を踏まえながら、被害者の方々への最大限の配慮の在り方について模索してまいりたいと考えているところでございます。

○太田議長 御丁寧な説明ありがとうございます。

最後のところが少し分かりにくかったのですが、給付金を支給して国が債権を取得した場合に、加害者に対して国が債権を取得したということを通知する際に、被害者への賠償責任もあるんだということを知らせるということですね。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） そのとおりでございます。

○太田議長 主語がよく分からなかったもので。分かりました。ありがとうございます。

それでは、犯罪被害者等給付金を支給した場合の国が取得した債権の管理について、被害者への損害回復、損害賠償との兼ね合いという問題でございますけども、この点について何か追加で御意見、もしくは御質問がありましたらお願いいたします。

正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 丁寧な御説明ありがとうございました。私が質問したところの関係で、相続財産の清算人が選任された場合に、国が犯給法に基づいて取得した債権と被害者の方がまだお持ちになっておられる損害賠償の優劣の問題ですが、同列だとお考えだということで、法律もそのようになっているというような御説明でしたけれども、これにつきましては、見解としては、同列だという見解のほか、犯給法の趣旨が元の平穏な生活を営むことができるようにするための給付金であるという趣旨から、犯罪被害者の損害賠償が優越するのだという見解もあるところでございます。まだ最高裁の判例は出ていないわけですが、このように見解が分かれている場合に、やはり犯罪被害者の視点に立って、犯罪被害者に有利になるような解釈を取って対応するというようなことは考えられないものなのでしょうか。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 今の段階では、警察庁といたしましては、法律の構成上はどうしても横並びだと考えております。この段階は最後の訴訟に至るような段階でありますので、その前の段階で、もう少しやりようがあるのではないかと考えておりますし、先生御指摘のとおり、債権管理法にも、債権の発生原因に応じてという規定もございますので、関係省庁ともよく、どういう配慮ができるのかということはしっかり考えてまいりたいと思っておりますけれども、今のところ、優劣の関係については難しいとは考えているというのは事実ではございます。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。

○太田議長 山本構成員、お願いします。

○山本構成員 今の点ですが、私も正木構成員と同じで、解釈は分かれ得るのだろうと思います。犯給法第8条第2項と同じような条文を持っているもの、例えば労災保険法第12条の4というのは、基本的には同じような条文で、かつ優劣関係は何も書いていないのですが、平成30年の最高裁の判決では、国の債権に対して、これは被災者ですけれども、被災者が持っている債権を優先するという、それまでの実務上按分説が有力だったようです。

が、優先説を取ったという判例も出ているところで、条文構成で優劣が書いてないから同じだということは、必ずしもそうはならないのではないかな。もちろん労災の場合と犯給法では制度の趣旨が違ふと思いますので、最高裁の判例が直接当てはまるわけではないと思いますけれども、解釈としては当然そういう解釈はあり得ると思います。政府として現段階ではおそらく優先だということまでは言えないのかなと思いますけれども、最高裁まで行けば、私は相応の可能性として優先権は認められるのではないかと考えています。

最高裁の見解がはっきりするまでの間は、必ずしも分からないという前提で進める必要があると思いますが、ただ、運用の面においては、私自身も意見で書きましたように、債権管理法第10条にいう、最も国の利益に適合するという点については、この法律も何があっても国の利益だけに適合するようにと書いているわけではなく、その債権が発生した原因とか内容とかを十分考慮して国に最も有利にと書いてあるわけですから、この制度の趣旨、犯給法によって債権を取得する趣旨というのは十分考慮して運用を進めるということはあつてしかるべきかなとは思っています。

○太田議長 ありがとうございます。和氣構成員、お願いします。

○和氣構成員 難しい話は少し理解できないところはあるのですが、私が被害者支援をさせていただいていたときの事例がありまして、シングルマザーと被害者の息子さんが2人暮らしで、こどもが小さいときに離婚しているのですが、養育等の費用ですとか、全くもっていないのにもかかわらず、犯給金が支給されるときには、法定相続人だから夫にもそれが渡ってしまうというところで、非常におかしいのではないかなという話がありました。その辺はいかがでしょうか。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 犯給制度について、今いただいたような御指摘、確かにいただいております、それにつきましては次々回の特化した制度の充実のところで議論をさせていただければと思っております、そちらできちんとした回答を準備させていただければと思っております。

○和氣構成員 犯給法だけではなく、損害賠償も、離婚されていて、養育費も頂いていないのに、夫にその費用が行ってしまった。それで泣いている被害者の方々がたくさんいらっしゃるというところで、被害者の辛い部分を緩和していただけるようなことがあるとありがたく思います。

○太田議長 その点も含めて、次々回の議論ということにさせていただきたいと思います。ほかはいかがでしょう。

假谷構成員、お願いいたします。

○假谷構成員 丁寧な御説明と方向性ありがとうございます。資料2の要望56というのは、多分これ私が出したものだと思いますので、表現上は、取り立てろというふうに聞こえるかもしれませんが、今回提出した意見については、議長のコメントと同じように、やはり被害者の債権回収に支障がないようにというところはお願いしたいと思っています。

事前質問の番号7の②についてですが、加害者の資産情報について、例えば、具体的な例だと、相続して財産がぼろっと入ったとかとなると、被害者に払える資力ができたような状況とか、そのような情報も、個人情報の問題があるとおっしゃっていましたが、国の方が調べられる力があるので、そういったところを被害者への支払いのために何とかこじ開けていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○太田議長 御意見ということでよろしいでしょうか。

○假谷構成員 はい。

○太田議長 ほかに何かございますでしょうか。

なければ私から、法務省もしくは山本先生にお聞きしたいと思います。もし警察庁、国が、犯給法で被害者に給付金を払って、仮に加害者が一定の資力を持っている場合、納入告知して強制執行にかかるというときに、被害者は、同時に債権者であるので、配当要求ができるわけですね。ここから先は一般論ですが、強制執行をかけるときは、ほかの人が強制執行をかけているという情報は、どうやって分かるのでしょうか。どういうふうに強制執行をやっているのか、御存じの弁護士さんがいらっしゃればいいのですが。

もし国が強制執行の手続を始めましたということを被害者に教えることが個人情報保護法違反でできないということであれば、国が勝手に取ってしまうことになるので、一般論として、強制執行の場合も、債権者がたくさんいるときに、誰かがこそと一番に取ってしまうことができるという感じになっているのか、それとも、別に公示事項ではないと思うのですが、その辺り、制度としてどうなっているのか。もし何か御存じのことがあったら、それが生かせるのかどうかということを勉強したいのでお願いいたします。

○山本構成員 基本的には個別執行については、そういう公示的なシステムはありません。破産手続とか、そういう一般的な執行になれば、破産は官報に公告されて、知れている債権者にも個別に通知がされますけれども、執行手続においては基本的にはそういうものはなく、特に債権執行なんかでは顕著ですけれども、先に差し押さえれば、ほかの人は大抵分らないので、優先して預金とか売掛金とか回収するということになるのが通常だということですね。

ですから、私の9番のコメントは、そういう場合に、国が押さえるのであれば、裁判所はやってくれませんか、国が被害者に通知をして、配当要求の機会を与えるというような運用ができないのだろうかという、確かに個人情報の問題あるのかもしれませんが、そこを何か乗り越えられないかなというような趣旨の意見でした。

○太田議長 一般の制度でもそうだから国の場合もできないですねとなってしまうと少し難しいなと思いました。会計検査院が指摘した事例は比較的額の低い、遺族給付金ではなく、障害給付金や重傷病給付金の場合だと思うのですが、そのときに、国が犯罪者から賠償をそーと取ってしまった場合、これが国の最も利益に適合していることは間違いないのでしょうか、果たして給付金の制度の趣旨に合致しているのかなと思うものですから、そうすると被害者が相乗りする仕組みみたいのがあってもいいのですが、ただ、それは

一般の民法とか、もしくは民事執行法では許されないことだとなると、ここから先は法改正みたいな話になっていってしまうので難しいのかなと思ったものですから、お尋ねした次第です。

ありがとうございます。ほか何かございますでしょうか。予定した時間も過ぎているのですが、よろしいでしょうか。

それでは、今日予定しました論点は以上でございます。先ほどから意見が出ていますように、国の最も利益に適合する形で債権管理しなければいけないのは当然ですが、国が何十年にもわたって加害者に対して請求し続けることは膨大なコストがかかり、それは国の利益にかなっていないのではないかなと思いますので、その辺は運用の面でもできることは結構あるような気がしておりますけども、これも含めて、最終的に運用をどうするかという方向性を決めていただければと思います。何かこれを計画の中に案文として入れ込むのかというのはまだ検討を要するかもしれませんが、最終的に計画案文ができた段階で、改めて皆様の御意見を頂戴できればと思います。

本日の討議は以上ですが、何かどうしてもこれだけは言い残したという方がいらっしゃればお伺いしますが、よろしいでしょうか。

本日のこれらのテーマについて、これからの検討の中で議論する機会もあるかもしれませんが、今日の議論を踏まえまして、各省庁のほうで施策を検討いただいて計画案文の作業に取りかかっていたいただければと思います。

それでは、今後の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回会議につきましては、論点の検討の2回目になります。取り扱う議題につきましては、若干先後関係は入れ替わりますが、論点4の「刑事手続等における被害者参加の確保等」と、論点3の「犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化」のうち、コーディネーターなどの体制面とインターネット上の誹謗中傷対策の関係を予定しております。

会議の日程でございますが、4月14日の午後、あるいは21日の午後のどちらかで開催する方向で調整中でございます。

○太田議長 それでは、本日の会議は以上とさせていただきます。次回もよろしくお願いいたします。